

ス

清算方法及財産處分ニ付テハ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第四十條 行政官廳必要ト認ムルトキハ清算方法及財産處分ノ變更ヲ命シ又ハ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第四十一條 本法ニ於テ市町村トアルハ市制町村制ヲ施行ヒサル地ニ在リテハ之ニ準スヘキモノトシ郡トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長管轄區域トス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

明治三十二年法律第百三號農會法ハ之ヲ廢止ス

明治三十二年法律第百三號農會法ニ依リ設立シ本法施行ノ際現ニ存スル農會ハ之ヲ本法ニ依リ設立シタルモノト看做ス

本法施行ノ際現ニ前項ノ農會ノ役員、議員、豫備議員又ハ特別議員ノ職ニ在ル者ハ其ノ任期中仍其ノ職ニ在ルモノトス

勅 令

大正十一年八月一日官報第三千號抄錄

朕大正十一年法律第四十號農會法第三十條ノ規定ニ依ル異議ノ申立、訴願及行政訴訟ニ關スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布ヒシム

御 名 御 璽

攝 政 名

大正十一年七月三十一日

內閣總理大臣 男爵 加藤友三郎

農商務大臣 荒井賢太郎

勅令第三百五十八號

第一條 農會ノ經費ノ分賦又ハ過怠金ノ徵收ノ通知ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ其ノ農會ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ異議ノ申立アリタルトキハ其ノ農會ノ會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ遲滯ナク決定ヲ爲シ異議申立人ニ之ヲ通知スヘシ

第二條 町村農會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ郡長ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

市農會又ハ郡農會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ農商務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依ル郡長又ハ地方長官ノ裁決ニ付テハ當該農會ノ會長ヨリモ訴願又ハ訴訟ヲ提起スルコトヲ得前項ノ規定ニ依ル地方長官ノ裁決ニ付亦同シ

道府縣農會又ハ帝國農會ノ會員ニシテ前條第二項ノ規定ニ依リ決定ヲ受ケタルモノ其ノ決定ニ不服アルトキハ農商務大臣ニ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得
第三條 前條第一項ノ規定ニ依リ郡長ニ訴願セムトスルトキハ其ノ決定ヲ爲シタル農

會ヲ經由スヘシ前條第二項ノ規定ニ依リ地方長官ニ訴願セムトスルトキ又ハ前條第四項ノ規定ニ依リ訴願セムトスルトキ亦同シ

第四條 農會法第三十條第三項ノ規定ニ依ル處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ地方長官ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第五條 異議ノ申立又ハ訴願若ハ行政訴訟ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書若ハ裁決書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三十日以内ニ之ヲ爲スヘシ

異議ノ申立ニ關シテハ訴願法第五條、第八條第三項、第九條、第十條及第十二條乃至第十四條ノ規定ヲ準用ス

第六條 本令ニ於テ郡長トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長トシ島司ヲ置キタル島嶼ニ在リテハ島司トス

附 則

本令ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
農會令ハ之ヲ廢止ス

農會法抄錄

大正十一年四月十二日公布法律第四十號農會法抄錄

第三十條第三項

町村農會及市農會ノ經費又ハ過怠金ヲ滯納スル者アル場合ニ於テ其ノ會長ノ請求アルトキハ市町村ハ市町村稅ノ例ニ依リ之ヲ處分ス此ノ場合ニ於テ農會ハ其ノ徵收金額ノ百分ノ四ヲ市町村ニ交付スヘシ

明治二十三年十月十日公布法律第百五號訴願法抄錄

第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ

訴願書ノ侮辱誹毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス

第八條第三項

行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得

第九條 法律勅令ニ依リ訴願ヲ提起スヘカラサルモノナルカ又ハ適法ノ手續ニ違背ス

ルモノナルトキハ之ヲ却下ス

其訴願書ノ方式ヲ缺クニ止マルモノハ期限ヲ指定シテ還付スヘシ

第十條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

郵便遞送ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第十二條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規程アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セス

但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得

第十三條 訴願ハ口頭審問ヲ爲サス其文書ニ就キ之ヲ裁決ス但行政廳ニ於テ必要ナリ

ト認ムルトキハ口頭審問ヲ爲スコトヲ得

第十四條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ亦

同シ

大正十一年法律第四十號農會法施行期日ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

攝政名

大正十一年七月三十一日

内閣總理大臣 男爵 加藤友三郎

農商務大臣 荒井賢太郎

勅令第三百五十七號

大正十一年法律第四十號農會法ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

省令 農商務省令十六號

大正十一年八月十七日官報第三千四百號抄録

農會法施行規則左ノ通定ム

大正十一年八月十七日

農商務大臣 荒井賢太郎

農會法施行規則

第一條 町村農會又ハ市農會ノ地區内ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル農業ノミヲ管

者ハ其ノ農會ノ會員ヨリ之ヲ除外ス

一 一段歩未滿ノ他人ノ土地ニ於テ行フ耕種

二 一箇年ヲ通ジテ榘製蠶種四枚未滿又ハ之ニ相當スル蠶種ヲ掃立テテ行フ養蠶

三 前二號ニ掲クルモノヲ併セ行フ農業

前項ニ掲クル者ノ外地方長官ニ於テ特ニ町村農會及市農會ノ會員ヨリ除外スルノ必

要アリト認ムル者アルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ

得

第二條 町村農會又ハ市農會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ其ノ地區内ニ居住セサル會員ヲ

シテ其ノ地區内ニ代理人ヲ設ケシムルコトヲ得

農會ハ前項ノ代理人ニ對スル通知ヲ以テ本人ニ對スル通知ニ代フルコトヲ得、會員

第三條 農會ヲ設立セムトスルトキハ會員タル資格ヲ有スル者發起人ト爲リ他ノ會員タル資格ヲ有スル者ニ地區、創立費用、收支概算及經費分賦收入方法ノ概要ヲ通知シ設立ノ同意ヲ求ムヘシ

第四條 農會法第十三條但書ノ創立委員ノ選出ニ付テハ第十四條ノ規定ヲ準用ス

第五條 創立總會ハ町村農會及市農會ニ在リテハ其ノ會員タル資格ヲ有スル者、其ノ他ノ農會ニ在リテハ其ノ創立委員ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 發起人創立總會ヲ招集セムトスルトキハ帝國農會ニ在リテハ少クとも三十日前ニ、其ノ他ノ農會ニ在リテハ少クとも十四日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ創立總會ヲ組織スヘキ者ニ通知シ尙町村農會及市農會ニ在リテハ之ヲ公告スヘシ

第七條 創立總會ノ議事ハ之ヲ組織スル者ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ議定スルコトヲ得ス

町村農會及市農會ノ創立總會ニ在リテハ會員タル資格ヲ有スル者ハ他ノ會員タル資

格ヲ有スル者ニ委任シテ其ノ議決權ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ代理權ヲ

證明スル書面ヲ差出スヘシ

創立總會ノ議長ハ出席者中ヨリ之ヲ互選スヘシ

第二十四條ノ規定ハ創立總會ニ付之ヲ準用ス

第八條 農會ノ負擔ニ歸スヘキ創立費用及其ノ償却方法ハ創立總會ノ承認ヲ經ヘシ

第九條 郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ノ創立總會ニ於テハ其ノ組織スヘキ道府縣農

會ノ議員及豫備議員ト爲ルヘキ者ノ選任ハ之ヲ行ハス

第十條 創立總會終了シタルトキハ發起人ハ遲滞ナク設立認可申請書ヲ行政官廳ニ差

出スヘシ

前項ノ認可申請書ニハ會則、設立ニ付法定ノ同意アリタルコトヲ證スル書面、創立

費用ノ明細書及議事録ノ謄本ヲ添附スヘシ

農會法第九條第二項及第十二條第二項但書ノ場合ニ於テハ前項ニ掲クルモノノ外其

ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第十一條 會則ニハ農會法及本則ニ規定スルモノノ外左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 會名稱 二 會所 三 會則 四 會費 五 會員ノ選任 六 會員ノ除名 七 會員ノ資格 八 會員ノ權利 九 會員ノ義務 十 會員ノ懲戒 十一 會員ノ懲罰 十二 會員ノ懲戒 十三 會員ノ懲罰 十四 會員ノ懲戒 十五 會員ノ懲罰

二 事業 三 事務所 四 農會法第九條第一項ノ區域ニ依ラサル農會ニ在リテハ其ノ地區

五 役員ノ定數 六 總代會ヲ置ク農會ニ在リテハ總代ノ定數、任期、選任及解任ニ關スル規定

七 會議ニ關スル規定 八 會計ニ關スル規定 九 農會ノ設立ヲ認可シタル下キハ行政官廳ハ其ノ農會ノ名稱、地區、事務所

及認可ノ年月日ヲ告示スヘシ其ノ告示シタル事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十三條 町村農會及市農會ハ會員名簿ヲ調製シ之ヲ事務所ニ備ヘ置クヘシ會員名簿

ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ 一 姓名 二 住所 三 職業 四 年齢 五 性別 六 婚姻 七 親屬 八 其他

第十四條 郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ノ選出スヘキ道府縣農會ノ議員及豫備議員

ハ郡毎ニ各一名トシ其ノ郡内ニ在ル郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ハ其ノ役員中ヨ

リ之ヲ選任スヘシ 第十五條 郡農會、道府縣農會及帝國農會成立シタルトキハ其ノ會員タル農會ハ最近

ノ總會ニ於テ豫備議員ヲ選任スヘシ但シ郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ノ行フ豫備

議員ノ選任ニ付テハ其ノ組織スル道府縣農會ノ指定スル期日ニ依ル

第十七條 會員ノ姓名及住所 一 姓名 二 住所 三 職業 四 年齢 五 性別 六 婚姻 七 親屬 八 其他

二 會員タル資格 三 地租納額其ノ他經費賦課ノ基礎ト爲ルヘキ事項

四 代理人ノ姓名及住所 五 會員名簿ノ記載事項ニ變更アリタルトキハ農會ハ遲滞ナク之ヲ訂正スヘシ

會員名簿ノ閱覽ヲ求ムル者アリタルトキハ農會ハ正當ノ事由アル場合ヲ除クノ外之

ヲ拒ムコトヲ得ス 第十四條 郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ノ選出スヘキ道府縣農會ノ議員及豫備議員

ハ郡毎ニ各一名トシ其ノ郡内ニ在ル郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ハ其ノ役員中ヨ

リ之ヲ選任スヘシ 第十五條 郡農會、道府縣農會及帝國農會成立シタルトキハ其ノ會員タル農會ハ最近

ノ總會ニ於テ豫備議員ヲ選任スヘシ但シ郡農會ノ會員ニ非サル町村農會ノ行フ豫備

議員ノ選任ニ付テハ其ノ組織スル道府縣農會ノ指定スル期日ニ依ル

第十六條 農會ノ事務所 一 農會ノ事務所ハ農會ノ區域内ニ置クヘシ 二 農會ノ事務所ハ農會ノ區域内ニ置クヘシ

第十七條 農會ノ會計 一 農會ノ會計ハ會計士ニ委任スヘシ 二 農會ノ會計ハ會計士ニ委任スヘシ

第十八條 農會ノ役員 一 農會ノ役員ハ農會ノ會員中ヨリ選任スヘシ 二 農會ノ役員ハ農會ノ會員中ヨリ選任スヘシ

第十九條 農會ノ會議 一 農會ノ會議ハ農會ノ會員中ヨリ選任スヘシ 二 農會ノ會議ハ農會ノ會員中ヨリ選任スヘシ

第二十條 農會ノ懲戒 一 農會ノ懲戒ハ農會ノ會員中ヨリ選任スヘシ 二 農會ノ懲戒ハ農會ノ會員中ヨリ選任スヘシ

第十六條 豫備議員關ケタルトキハ其ノ豫備議員ヲ選任シタル農會ハ最近ノ總會ニ於テ豫備議員ヲ選任スヘシ

前條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十七條 役員、議員及豫備議員ノ任期ハ農會ノ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ補闕ノ役員、議員及豫備議員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

新ニ成立シタル農會ノ最初ノ役員、議員及豫備議員ノ任期ハ他ノ農會ノ役員、議員及豫備議員ノ殘任期間トス

役員、議員及豫備議員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 會員百人以上ヲ以テ組織スル町村農會及市農會ハ會則ノ定ムル所ニ依リ總代會ヲ置クコトヲ得

總會ニ關スル規定ハ總代會ニ付之ヲ準用ス

第十九條 町村農會又ハ市農會ノ總代ハ其ノ會員中ヨリ投票ニ依リ之ヲ選舉ス

總代ノ定數ハ二十人ヲ下ルコトヲ得ス

第二十條 總代ヲ選舉スルノ權利ハ一人一箇トス但シ同一ノ土地ヲ共有スルニ因リテノミ會員タル資格ヲ有スル者ハ之ヲ一人ト看做ス

前項ノ權利ハ會員自ラ之ヲ行フヘシ但シ未成年者及禁治產者ニ在リテハ法定代理人ニ於テ之ヲ行フヘシ

第二條ノ代理人ヲ設ケタル場合ニ於テハ會員ハ其ノ代理人ヲシテ第一項ノ權利ヲ行ハシムルコトヲ得

第二十一條 總代ノ選舉ニ關スル事務ハ會長之ヲ管理ス

第二十二條 總會ヲ招集セムトスルトキハ帝國農會ニ在リテハ少クトモ三十日前ニ、

其ノ他ノ農會ニ在リテハ少クトモ十四日前ニ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總會ヲ組織スル者ニ通知スヘシ

前項ノ期間ハ會則ヲ以テ之ヲ短縮スルコトヲ得

第二十三條 總會ニ於テハ前條ノ規定ニ依リ通知シタル事項ニ付テノミ議決ヲ爲スコ

第二十三條 得但シ會則ニ別段ノ定アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十四條 總會ノ議長ハ議事録ヲ作り左ニ掲クル事項ヲ記載シ議長及出席者二人以

上之ニ署名スヘシ

一、開會ノ日時及場所

第二十五條 總會ヲ組織スル者ノ定數又ハ員數

第三十出席者ノ員數

四、議事ノ要領

五、議決シタル事項及賛否ノ數

第二十六條 農會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス

第二十七條 町村農會及市農會ノ經費ヲ賦課セムトスルトキハ左ノ賦課方法及金額ノ

制限ニ依ルヘシ但シ總會ノ決議ヲ以テ其ノ一ニ依ルコトヲ得

第二十八條 會員ノ資格要件タル土地ノ地租割 地租納額百分ノ三十以內

第二十九條 會員ノ資格要件タル土地ノ地租割 地租納額百分ノ三十以內

原野ニシテ農業ニ利用セサル土地ニ付テハ地租割ヲ賦課スルコトヲ得ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ町村農會又ハ市農會ハ地方長官ノ認可ヲ受テ第一項ノ

賦課方法及ハ金額ノ制限ニ依ラスシテ經費ヲ賦課スルコトヲ得

第二十七條 町村農會及市農會ハ其ノ會員ニ對シ總會ノ議決ニ依リ穀物、繭其ノ他ノ

農産物ヲ以テ經費ヲ負擔セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ物品ノ價格ハ經費ノ賦

課額ニ相當スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ依リ經費ヲ負擔セシメラレタル會員ハ金錢ヲ以テ物件ノ納付ニ代フル

コトヲ得

第二十八條 收支豫算及經費分賦收入方法ノ認可申請書ハ毎年二月末日迄ニ之ヲ行政

官應ニ差出スヘシ但シ設立ノ認可ヲ受ケタル年度ニ於テハ總會ノ議決ヲ經タル後遲

滯ナク之ヲ差出スヘシ

第二十九條 會則、收支豫算及經費分賦收入方法ノ變更並借入金ノ認可申請書ニハ理

由書ヲ添附スヘシ尙借入金ノ認可申請書ニハ利率、期間、借入先及償還ノ方法ヲ記

載シタル書面ヲ添附スヘシ

第三十條 事業報告及收支決算ハ次ノ事業年度内ニ總會ノ承認ヲ受ケ遅滞ナク之ヲ行政官廳ニ差出スヘシ

第三十一條 農會法第二十七條第三項ノ規定ニ依ル役員選任ノ認可申請書ニハ履歷書ヲ添附スヘシ

第三十二條 農會ニハ會則ノ定ムル所ニ依リ幹事、技師其ノ他ノ職員ヲ置クコトヲ得
第三十三條 農會ノ解散、合併若ハ分割又ハ地區ノ増減ニ關スル會則變更ノ認可申請書ニハ決定ノ同意アリタルコトヲ證スル書面ヲ添附シ尙合併ノ場合ニ於テハ合併後存續スル農會又ハ合併ニ因リテ設立スル農會ノ會則ヲ、分割ノ場合ニ於テハ分割ノ各農會ノ會則及其ノ權利義務ノ限度ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ
農會法第三十五條第三項ノ規定ニ依リ準用スル同法第十二條第二項但書ノ場合ニ於ケル合併又ハ分割ノ認可申請書ニハ前項ノ書類ノ外其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

第三十四條 農會ノ解散、合併又ハ分割ヲ認可シタルトキハ行政官廳ハ其ノ旨ヲ告示スヘシ

第三十五條 清算終了シタルトキハ清算人ハ清算ニ關スル一切ノ書類ヲ添ヘ其ノ旨行政官廳ニ届出ツヘシ

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ農會ハ遅滞ナク其ノ旨行政官廳ニ届出ツヘシ

- 一 役員ノ選任又ハ解任アリタルトキ
 - 二 清算人ノ就任又ハ退任アリタルトキ
- 第三十七條 町村農會、市農會、郡農會及道府縣農會ヨリ農商務大臣ニ差出スヘキ書類ハ地方長官ヲ經由スヘシ

第三十八條 左ノ場合ニ於テハ地方長官又ハ郡長ハ農商務大臣ニ報告スヘシ

- 一 農會ノ設立、解散、合併又ハ分割ノ認可ヲ爲シタルトキ
- 二 農會法第三十二條ノ規定ニ依リ會則、收支豫算若ハ經費ノ分賦收支方法ノ變更ヲ命シ又ハ同法第三十四條ノ規定ニ依リ處分ヲ爲シタルトキ

三 道府縣農會ノ特別議員ヲ任命シタルトキ
 前項第二號ノ場合ニ於テハ其ノ報告書ニ事由書ヲ添附スヘシ
 第三十九條、農會法第十二條、第十六條、第二十條、第二十七條、第三十四條、第三十五條、第三十九條及第四十條並本則第三十條、第三十五條及第三十六條ニ於テ行政官廳ト稱スルハ町村農會ニ在リテハ郡長、市農會及郡農會ニ在リテハ地方長官、道府縣農會及帝國農會ニ在リテハ農商務大臣トス
 町村農會ノ地區カ特別ノ事由ニ因リ二郡以上又ハ郡市ニ涉ルトキハ地方長官ハ其ノ管轄行政官廳タル郡長ヲ指定スルコトヲ得
 郡長農會法第十六條ノ認可及第三十四條ノ處分ヲ爲サムトスルトキハ地方長官ニ經伺スヘシ
 農會法第十九條、第二十一條及第三十八條ニ於テ行政官廳ト稱スルハ町村農會及郡農會ニ在リテハ郡長、市農會及道府縣農會ニ在リテハ地方長官、帝國農會ニ在リテハ農商務大臣トス

第四十條 本則ニ於テ郡長トアルハ北海道ニ在リテハ北海道廳支廳長、島司ヲ置キタル島嶼ニ在リテハ島司、島司ヲ置カサル島嶼ニ在リテハ地方長官トス
 附 則
 本則ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス
 明治三十三年農商務省令第十二號、明治三十五年農商務省令第二十六號及明治三十八年農商務省令第二十四號ハ之ヲ廢止ス
 農會ハ當分ノ内從前ノ例ニ依リ農事ニ關スル報告書ヲ作成シ地方長官ヲ經テ之ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ
 (參照)
 明治三十三年六月九日農商務省令第二十號ハ北海道ニ於ケル郡農會及北海道農會ヲ組織スヘキ農會ノ數ニ關スル件明治三十五年十二月二十七日同第二十六號ハ農會ニ於テ農事ニ關スル事項調査ノ件明治三十八年十一月六日同第二十四號ハ農會令施行規則ナリ

◎農商務省令第十七號

農會補助金交付規則左ノ通定ム

大正十一年八月十七日

農商務大臣 荒井賢太郎

農會補助金交付規則

第一條 農會法第七條ニ規定スル補助金ハ本則ニ依リ之ヲ交付ス

第二條 補助金ハ帝國農會及道府縣農會ニ之ヲ交付ス但シ農商務大臣必要ト認ムルトキハ其ノ他ノ農會ニ之ヲ交付スルコトアルヘシ

第三條 農會補助金ノ交付ヲ受ケムトスルトキハ二月末日迄ニ申請書及左ノ書類ヲ農商務大臣ニ差出スヘシ

- 一 補助ヲ受ケムトスル年度ノ收支豫算書及事業方法書
- 二 申請ノ理由ヲ明ニスヘキ書類

◎農商務省告示第二百六十七號

農會ノ收支豫算書、收支決算書及會員名簿ノ様式左ノ通定ム

大正十一年八月二十六日

農商務大臣 荒井賢太郎

第四條 農會補助ノ條件ニ違反シタルトキハ農商務大臣ハ補助金交付ノ指令ヲ取消シ、補助金額ヲ減少シ又ハ補助金ヲ還納セシムルコトアルヘシ

第五條 農會解散シタルトキハ農商務大臣ハ補助金ヲ還納セシムルコトアルヘシ

附 則

本則ハ大正十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十三年農商務省令第二號農會補助金交付規則ハ之ヲ廢止ス

告 示

大正十一年八月二十六日官報第三千二百二十二號抄録

三補助金			二使用料及 二手數料		一使用料		二地租割	
三何農會 補助	二道府縣 (町村)費 補助	一國庫補 助	二何	一何	二何	一何	三何	二何
々	々	々	々	々	々	々	々	々

一、農會經費ノ收支豫算書(收支決算書)様式
 大正何年度某農會經費收支豫算書(收支決算書)
 收入
 支出
 收支差引金
 支出豫算高
 收入豫算高

一會費	款	項	豫算		種目	豫算		增減	備考
			豫算額 (決算額)	種目		豫前年度 (豫算額)	種目		
一會費									

合 計	六 繰 越 金		五 雜 收	四 不 用 品 代 賣
	一 繰 越 金	二 種 代 理		
	一 何 々	二 何 々		一 何 々
	二 何 々	三 何 々		二 何 々

四 寄 附 金		五 雜 收 入	
一 寄 附 金	二 寄 附 金	一 財 產 收 入	二 會 報 收 入
一 何 々	二 何 々	一 何 々	二 何 々
二 何 々	三 何 々	二 何 々	三 何 々

六										
七	六	五	四	三	二	一	何	何	五	四
何	慰勞費	傭人給	際手當	會長交	囑託員	委員手	何	何	通搬費	筆紙墨

大正何年度某農會支出豫算(決算)

一 事務費	款	項	豫算額 (決算額)		種目	本年 度豫算額 (決算額)		前年 度豫算額 (決算額)		增減	備考
		一 役員報酬	一何	一何							
		二 事務員俸給	二何	二何							
		三 需用費	二何	二何							

三事業費			
四 講習 講 話 費	三 品 評 會 費	二 技 術 員 旅 費	一 技 術 員 俸 給

一 何 々	二 何 々	一 何 々	一 多 收 權 共 進 會 費	二 技 手 旅 費	一 技 師 旅 費	二 技 手 俸 給	一 技 師 俸 給	二 何 々
-------------	-------------	-------------	--------------------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-------------

二會議費				六雜費	
三 役 職 員 會 費	二 評 議 員 會 費	一 總 會 費			

一 何 々	二 何 々	一 何 々	三 何 々	二 何 々	一 議 員 旅 費	四 何 々	三 何 々	二 車 馬 賃	一 修 繕 費
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------	-----------------------	-------------	-------------	------------------	------------------

五雜支出		四會費諸 公課		一〇何々	
一基本財 產造成	二管理費	一會費	二諸公課	一何々	二何々
一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々
二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々

五調查費		六研究費		七仲介費		八會報費		九下級農會 補助費	
一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々
一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々
二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々	二何 々	一何 々

六 豫算説明ノ附記ハ更ニ詳細ナルモノヲ別ニ調製スルモ妨ナキコト

二 農會ノ會員名簿様式

備考	地租金額其ノ他 經費賦課ノ基礎 ト爲ルヘキ事項	項目	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	會員タル資格	代理人	會員		
														住所	氏名又ハ名稱	住所

- 一 大正十二年度ヨリ本様式ニ依ルコト
- 二 前掲款項中ニ包含シ能ハサル費用ニ付テハ別ニ款項ヲ設クルコト
- 三 前掲款項ニ該當スル費用ナキトキハ其ノ款項ヲ削除スルコト
- 四 豫算金額ハ圓位ニ止ムルモ妨ナキコト
- 五 増減欄ノ減ハ朱書シ又ハ△印ヲ付スルコト

注意事項

合計	六 豫備費	
	一 豫備費	三 何々

注意事項

- 一 「代理人」ノ行ニハ會員ニシテ其ノ市町村農會ノ地區ニ住居セサル者カ代理人ヲ設ケタル場合ニ之ヲ記入スルコト
- 二 「會員タル資格」ノ行ニハ耕地、牧場若ハ原野ヲ所有スル者又ハ耕種、養蠶、養畜ヲ營ム者等ノ區別ヲ記入スルコト
- 三 「地租金額其ノ他經費賦課ノ基礎ト爲ルヘキ事項」ノ行ノ「項目」欄ハ地租其ノ他經費賦課ノ標準トナルヘキ項目ヲ記入シ「年度」欄ハ當該年度ニ於ケル地租金額其ノ他經費賦課ノ基礎ト爲ルヘキ數字ヲ記入スルコト
- 四 「備考」ハ會費徵收原簿ニ充當スルヲ妨ケサルコト

施行規則附則第三項ニ依ル農事ニ關スル報告書

農會ハ當分ノ内從前ノ例ニ依リ農事ニ關スル報告書ヲ作成シ地方長官ヲ經テ之ヲ農商務大臣ニ差出スコトヲ必要トス

其ノ様式及提出ノ時期、調査事項ハ今回廢止セラレタル明治三十五年農商務省令第二十六號農會ニ於テ農事ニ關スル事項ノ調査ト同様ナリトス
今其ノ様式ヲ示セハ左ノ如シ

農會調査報告様式

第一號 一毛作田地及二毛以上作田地ノ反別

反別	一毛作田地	二毛以上作田地	合計
	桑樹果樹其他樹木ヲ植付ケタルモノ 其他計	普通ノ裏作綠肥ノ裏作計	

第二號 牛馬耕ヲ爲ス田畑反別

反別	田	畑	合計
----	---	---	----

第三號 自作田畑及小作田畑ノ各反別

畑反別	自作	小作	合計
田反別			

第四號 耕作用牛馬頭數

耕作用牛頭數	馬	合計

第五號 總戸數及專業並兼業各農家戸數

戸數	總戸數	專業農家	兼業農家	合計

第六號 自作、小作及自作兼小作ノ各農家戸數

戸數	自作農家	小作農家	自作兼小作農家	合計

第七號 耕地所有ノ廣狹ニ依リ區別シタル農家戸數

戸數	五反未満	五反以上一町以上	三町以上	五町以上	十町以上	合計

第八號 耕作スル耕地ノ廣狹ニ依リ區別シタル農家戸數

戸數	五反未満	五反以上一町以上	二町以上	三町以上	五町以上	合計

第九號 農業ニ關スル教育ヲ受ケタル者ノ現在數

現在數	小學程度	中學程度	高等學 校程度	大學程度	農事講習會又 ハ之ニ準スヘ キモノニ於テ 講習ヲ受ケタ ルモノ	合 計
					農學校農事講習所又ハ之ニ準スヘ キモノヲ卒業シタル者	

調査ノ標準

- 一 一毛作トハ一年中ニ一回植付ケタルモノトスルコト(故障ノ爲メ收獲出來ストモ) 稻、其ノ他ノ苗代ハ一毛ニ數ヘサルコト(苗ヲ販賣スル場合ニモ)
- 桑樹、果樹其ノ他樹木ヲ植付ケタルモノハ一毛作ト看做スコト、二毛作以上作トハ一年中ニ二回以上別種ノ作物ヲ植付ケタルモノナルコト(但シ何種ノ作物ト雖ニ二回以上收獲スル場合ハ二毛以上作ト看做スコト)
- 一 牛馬耕田畑ハ耕起ニ牛馬ヲ用キタルモノノミヲ計上スルコト
- 一 第一號及第二號田畑ノ面積ニハ休閒地ヲ計上セサルモノトスルコト

- 一 農事講習所又ハ之ニ準スヘキモノヲ卒業シタル者ハ小學程度中學程度高等學校程度、大學程度ヲ卒業シタルモノニ分類スルコト
- 農事講習會又ハ之ニ準スヘキモノハ五日間以上開催シタルモノトスルコト
- 一 自作農家及小作農家ニハ兼業農家ヲモ併セ計上スルコト
- 一 第七號農家戸數ハ區域内ニ現住スルモノヲ計上シ所有耕地ハ區域外ニ在ルモノト雖合算シ調査スルコト
- 一 第三號田畑面積中ニハ休閒地ヲモ計上シ第八號ノ調査ニ要スル面積ニモ同シク算入スルコト
- 一 第三號ノ面積合計ト第七號及第八號ノ調査ニ要スル面積合計トハ必ス一致スルコトヲ要シ第五號、第六號及第八號ノ戸數合計亦必ス一致スルコト

模範會則

何々縣(道府郡)農會會則

- 第一條 本會ハ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ何々縣(道府郡)農會ト稱ス
- 第三條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 農業ノ指導獎勵ニ關スル施設
 - 二 農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ關スル施設
 - 三 農業ニ關スル研究及調査
 - 四 農業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
 - 五
 - 六 其ノ他農業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事業
- 第四條 本會ノ地區ハ何縣(道府郡)ノ區域ニ依ル
- 第五條 本會ノ事務所ハ何縣何市(郡)何町(村)何番地ニ置ク
- 第六條 本會ノ公告ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フ
 - 一 何々揭示場

- 二 何々農會報
- 三 何々新聞
- 四
- 第七條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 第八條 本會ニ顧問ヲ置ク
 - 顧問ハ農業ニ功勞アル者又ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ヨリ總會ニ於テ之ヲ推薦ス
 - 顧問ハ總會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但シ議決權ヲ有セス
- 第九條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一人
 - 副會長 一人
 - 評議員 何人
- 第十條 役員ハ總會ニ於テ議員及特別議員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長及副會長ハ其ノ他ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ケス
- 役員ノ選任ハ投票ニ依リ之ヲ行フ但シ總會ノ議決ヲ經指名推薦ヲ以テ投票ニ代フルコトヲ得
- 投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス得票數相同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十一條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス
- 第十二條 總會ハ正當ノ事由アルトキハ總會ヲ組織スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得役員ヲ解任スルコトヲ得

員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スヘシ
第十三條 役員中關員ヲ生シタルトキハ次ノ總會ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會ニ於テ補闕ノ役員ヲ選任スヘシ

第十四條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ再選ヲ妨ケス
補闕ノ爲選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十五條 役員ハ任期滿了シタルトキト雖モ後任者就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十六條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス

會長ハ總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會ヲ招集スルノ暇ナシト認ムルモノヲ專決處分スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第十七條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

會長ハ副會長ヲシテ左ノ事項ヲ分掌セシムルコトヲ得

一 庶務ニ關スル事項

二 圓未滿ノ金錢ノ收支ニ關スル事項

三

第十八條 評議員ハ會長ノ諮問ニ應ジ並會務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス
會長ハ左ニ掲ケル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルヲ要ス

一 總會ニ提出スヘキ議案ニ關スル事項

二 臨時總會ノ招集ニ關スル事項

三 寄附ノ受諾及拒否ニ關スル事項

四 農會法第三十條第五項ニ依ル異議申立ノ決定ニ關スル事項

五

第十九條 役員ハ名譽職トス但シ總會ノ議決ヲ經テ報酬ヲ給スルコトヲ得

第二十條 本會ハ總會ニ於テ役員中ヨリ帝國(道府縣)農會ノ議員及豫備議員各一人ヲ選任ス第十條第二項及第三項、第十一條並第十二條ノ規定ハ前項ノ議員及豫備議員ニ付キ、第十三條ノ規定ハ前項ノ豫備議員ニ付キ之ヲ準用ス

第二十一條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

幹事 何人

技師 何人

技手 何人

書記 何人

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ掌ル

技師ハ會長ノ命ヲ承ケテ技術ヲ掌ル

技手ハ會長ノ命ヲ承ケテ技術ニ從事ス

書記ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ニ從事ス

- 第二十二條 職員ハ會長之ヲ任免ス
- 第二十三條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給ヲ支給ス
- 第二十四條 職員退職シタルトキハ退職給與金ヲ支給ス
退職給與金ニ關スル細則ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム
- 第二十五條 本會ノ事業ニ關シ特別審議ヲ要スル場合ハ委員會ヲ設クルコトヲ得
委員ノ選任、解任及委員會ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム
- 第二十六條 本會ニ總會ヲ置ク
- 總會ハ會長、副會長、議員及特別議員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二十七條 本會ノ議員及豫備議員ハ會員タル農會ニ於テ其ノ役員中ヨリ各一人ヲ選任スヘシ
- 第二十八條 第十四條及第十五條ノ規定ハ前條ノ議員ニ付キ之ヲ準用ス
- 第二十九條 左ニ掲クル事項ハ總會ノ議決ヲ經ルモノトス
 - 一 收支豫算
 - 二 經費ノ分賦收入方法
 - 三 事業報告及收支決算
 - 四 借入金
 - 五 基本財産ノ造成、管理及處分其ノ他財産ノ處分ニ關スル事項
 - 六 會則ノ變更

- 七 役員並帝國(道府縣)農會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任
- 八 農會法第十二條第一項、第二十四條第二項及第三十五條ノ同意
- 九 訴訟及訴訟ニ關スル事項
 - 一〇 本則施行ニ關スル重要ナル諸細則ノ制定並ニ變更
 - 一一
- 第三十條 總會ハ通常總會及臨時總會ノ二種トス
通常總會ハ毎年一回何月ニ之ヲ開ク
臨時總會ハ會長必要ト認ムルトキハ農會法第二十一條第二項ノ規定ニ依リ請求アリタルトキ之ヲ開ク
- 第三十一條 總會ヲ招集セントスルトキハ會長ハ少クトモ十四日前ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總會ヲ組織スル者ニ通知スヘシ但シ臨時急施ヲ要スル場合ニ於テハ三日前ニ通知スルヲ以テ足ル
- 第三十二條 總會ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長之ニ當ル會長及副會長共ニ事故アルトキ又ハ農會法第二十一條第三項若ハ第四項ノ場合ニ於テハ出席者之ヲ互選ス
- 第三十三條 總會ノ議事ハ法令及本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外總會ヲ組織スル者三分ノ一以上出席シ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル
- 第三十四條 總會ノ議事ニ關スル細則ハ本則ニ規定アルモノヲ除ク外總會ニ於テ之ヲ定ム
- 第三十五條 總會ニ於テハ豫メ通知アリタル事項ヲ除ク外緊急ノ要アルモノ及輕微ナルモノニ付議決ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 總會ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ輕微ナルモノニ付テハ書面ヲ以テ總會ヲ組織スル者ノ意見ヲ徵シ總會ノ議決ニ代フルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ意見ヲ徵セムトスルトキハ會長ハ十四日ヲ下ラサル回答期限ヲ定ムヘシ此ノ期限迄ニ到達セサル意見書ハ採決ノ數ニ加ヘサルモノトス

第三十七條 本會ハ會員タル農會ニ對シ農業ニ關スル報告書ノ提出及農業ニ關スル事項ノ調査ヲナサシム

第三十八條 本會ノ經費ハ會員タル農會ノ負擔トス

經費分賦收入方法ハ毎年總會ニ於テ之ヲ定ム

第三十九條 會員タル農會解散スルコトアルモ既ニ徵收シタル經費ハ之ヲ還付セサルモノトス

第四十條 本會ハ左ニ掲グル事項ニ付キ使用料手数料又ハ實費ノ辨償ヲ受ク

一 農産物ノ販賣斡旋

二 農具ノ使用

三 設計、評價、鑑定

四

第四十一條 使用料、手数料及實費辨償ニ關スル細則ハ總會ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四十二條 經費、使用料、手数料又ハ實費辨償金ヲ滯納スル者アルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

前項ノ督促ヲ受ケ指定期限迄ニ之ヲ完納セサルトキハ滯納金額ノ十分ノ二以内ノ過怠金ヲ課ス

第四十三條 本會ハ會員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第四十四條 本會ハ基本財産ヲ設ク

特定ノ目的ナキ寄附ヲ受ケタルトキハ基本財産ニ編入ス

第四十五條 會長ハ主任ヲ定メテ會務ヲ處理セシム

第四十六條 本會ニハ左ノ帳簿ヲ備フ

一 財産臺帳

二 出納簿

三 豫算差引簿

四 會費徵收原簿

五

第四十七條 剰餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス

第四十八條 本會ノ出納閉鎖期ハ五月末日トス

第四十九條 庶務及會計ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第五十條 會則ノ變更ハ總會ニ於テ之ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以上ヲ以テ之ヲ議決ス

第五十一條 解散ハ會員タル農會ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス 本會解散シタルトキ

ハ會長及副會長ヲ以テ清算人トス

附 則

本則ハ大正何年何月何日ヨリ之ヲ施行ス

何々村(市)農會會則

- 第一條 本會ハ農業ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハ何々村(市町)農會ト稱ス
- 第三條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
 - 一 農業ノ指導獎勵ニ關スル施設
 - 二 農業ニ従事スル者ノ福利増進ニ關スル施設
 - 三 農業ニ關スル研究及調査
 - 四 農業ニ關スル紛議ノ調停又ハ仲裁
 - 五
 - 六 其他農業ノ改良發達ヲ圖ルニ必要ナル事業
- 第四條 本會ノ地區ハ何縣何郡何村ノ區域ニ依ル
- 第五條 本會ノ事務所ハ何縣何郡何村何番地ニ置ク
- 第六條 本會ノ公告ハ左ノ方法ニ依リテ之ヲ行フ
 - 一 何々揭示場
 - 二 村農會報・村報
 - 三

- 第七條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 第八條 本會ハ會員名簿ヲ作成シ之ヲ事務所ニ備フ
 - 會員名簿ノ記載事項ニ變更ヲ生シタルトキハ會員ハ遲滞ナク其ノ旨ヲ届出ツヘシ本會ノ會員タル資格ヲ取得シ又ハ喪失シタルトキ亦同シ
 - 會員名簿ノ訂正ヲ要スルトキハ會長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スヘシ
 - 關係者ハ本會ノ事務所ニ於テ執務時間内何時ニテモ會員名簿ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得但シ本會ニ支障アルトキハ之ヲ拒絶スルコトアルヘシ
- 第九條 本會ノ會員本會ノ地域内ニ居住セサル場合ニ以テハ代理人ヲ設ケタルコトヲ得
 - 代理人ヲ設ケタルトキハ其ノ氏名及住所ヲ届出ツヘシ
 - 代理人ハ本會ノ地區内ニ居住スル會員タルコトヲ要ス
 - 本會ハ農會ニ關スル一切ノ事項ニ付代理人ニ對スル通知ヲ以テ本人ニ對スル通知ニ代フ
- 第十條 本會ニ顧問ヲ置ク
 - 顧問ハ農業ニ功勞アル者又ハ農業ニ關シ學識經驗アル者ヨリ總會(總代會)ニ於テ之ヲ推薦ス
 - 顧問ハ總會(總代會)ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得但シ議決權ヲ有セス
- 第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長 一人
 - 副會長 一人

評議員 何人

第十二條 役員ハ總會(總代会)ニ於テ會員中ヨリ之ヲ選任ス但シ會長副會長ハ會員以外ノ者ヨリ之ヲ選任スルコトヲ妨ケス

役員ノ選任ハ投票ニ依リテ之ヲ行フ但シ總會(總代会)ノ議決ヲ經指名推薦ヲ以テ投票ニ代フルコトヲ得投票ノ最多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス得票數相同シキトキハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 役員ハ正當ノ事由ナクシテ辭任スルコトヲ得ス

第十四條 總會(總代会)ハ正當ノ事由アルトキハ總會(總代会)ヲ組織スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得役員ヲ解任スルコトヲ得役員ヲ解任シタルトキハ同時ニ補闕ノ役員ヲ選任スヘシ

第十五條 役員中關員ヲ生シタルトキハ次ノ總會(總代会)ヲ待ツコト能ハサル場合ニ限り臨時總會(總代会)ニ於テ補闕ノ役員ヲ選任スヘシ

第十六條 役員ノ任期ハ事業年度ニ從ヒ四箇年トス但シ再選ヲ妨ケス

補闕ノ爲選任セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十七條 役員ハ其ノ任期滿了シタルトキト雖モ後任者就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フモノトス

第十八條 會長ハ會務ヲ總理シ本會ヲ代表ス會長ハ總會(總代会)ノ議決ヲ經ヘキ事項ニシテ臨時急施ヲ要シ總會(總代会)ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルモノヲ專決處分スルコトヲ得前項ノ場合ニ於テハ會長ハ次ノ總會(總代会)ニ於テ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

第十九條 副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第二十條 評議員ハ會長ノ諮問ニ應シ並會務執行及財産ノ狀況ヲ監査ス
第會長ハ左ニ掲クル事項ニ付テハ評議員ニ諮問スルヲ要ス

一 總會ニ提出スヘキ議案ニ關スル事項

二 臨時總會ノ召集ニ關スル事項

三 寄附ノ受諾及拒否ニ關スル事項

四 農會法第三十條第五項ニ依ル異議申立ノ決定ニ關スル事項

五

第二十一條 役員ハ名譽職トス但シ總會(總代会)ノ議決ヲ經テ報酬ヲ給スルコトヲ得

第二十二條 本會ハ總會(總代会)ニ於テ役員中ヨリ何々郡(道、府、縣)農會ノ議員及豫備議員各一人ヲ選任ス

第十二條 第二項及第三項、第十三條並第十四條ノ規定ハ前項ノ議員及豫備議員ニ付キ、第十五條ノ規定ハ前項ノ豫備議員ニ付キ之ヲ準用ス

二十三條 本會ニ左ノ職員ヲ置ク

幹事 何人

技手 何人

書記 何人

幹事ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ヲ掌ル

技手ハ會長ノ命ヲ承ケテ技術ニ従事ス

書記ハ會長ノ命ヲ承ケテ事務ニ從事ス

第二十四條 職員ハ會長之ヲ任免ス

第二十五條 職員ニハ別ニ定ムル所ニ依リ俸給ヲ支給ス

第二十六條 職員退職シタルトキハ退職給與金ヲ支給ス

退職給與金ニ關スル細則ハ總會(總代会)ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第二十七條 本會ノ事業ニ關シ特別審議ヲ要スル場合ハ委員會ヲ設クルコトヲ得

委員ノ選任・解任及委員會ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第二十八條 本會ニ總會ヲ置ク

總會ハ會長、副會長及會員ヲ以テ之ヲ組織ス

(第二十八條) 本會ニ總代会ヲ置キ總會ニ代テ總代会ハ會長、副會長及總代ヲ以テ之ヲ組織ス

(第二十九條) 總代ノ定數ハ何人トス

(第三十條) 總代ハ會員ヨリ之ヲ選舉ス總代中關員ヲ生シ關員總代定數ノ三分ノ一ニ至リタルトキ又ハ本會ニ於テ必要ト認ムルトキハ補闕ノ總代ヲ選舉スヘシ

(第三十一條) 會長ハ選舉期日前六十日ヲ期トシ其ノ日ノ現在ニ依リ選舉人名簿ヲ調製スヘシ

會長ハ選舉期日前四十日ヲ期トシ其ノ日ヨリ十四日間毎日午前十時ヨリ午後四時迄本會ノ事務所ニ於テ選舉人名簿ヲ關係者ノ縱覽ニ供スヘシ

縱覽ノ日時ハ之ヲ公告ス

選舉人名簿ニ關シ關係者ニ於テ異議アルトキハ縱覽期間經過後十日迄ニ之ヲ會長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ會長ハ直ニ其ノ決定ヲ爲スヘシ

(第三十二條) 會長ハ選舉期日前少クモ七日間選舉會場、投票ノ日時及選舉スヘキ總代數ヲ公告ス

(第三十三條) 總代ノ選舉會ハ會長之ヲ管理ス會長ハ會員中ヨリ二人乃至四人ノ選舉立會人ヲ設クヘシ

(第三十四條) 選舉人名簿ニ登錄セラレタル者ニ非サレハ選舉ヲ行フコトヲ得ス

(第三十五條) 選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ラ選舉會場ニ到リ投票ヲ爲スヘシ

投票時間内ニ選舉會場ニ入りタル選舉人ハ其ノ時間ヲ過クルモ投票ヲ爲スコトヲ得

選舉人ハ選舉會場ニ於テ投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ投票スヘシ

投票用紙ハ會長ノ定ムル所ニ依リ一定ノ式ヲ用フヘシ

(第三十六條) 未成年者及禁治産者ニ在リテハ法定代理人ニ於テ選舉ヲ行フヘシ

第九條ノ代理人ヲ設ケタル場合ニ於テハ會員ハ其ノ代理人ヲシテ選舉ヲ行ハシムルコトヲ得

前項ノ代理人ハ其ノ代理權ヲ證スル書面ヲ選舉管理者ニ提示スヘシ

(第三十七條) 左ノ投票ハ之ヲ無効トス

一 成規ノ用紙ヲ用キサルモノ

二 一投票中二人以上ノ被選舉人ノ氏名ヲ記載シタルモノ

- 三 被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ
- 四 被選舉權ナキ者ノ氏名ヲ記載シタルモノ
- 五 被選舉人ノ氏名ノ外他事ヲ記載シタルモノ但シ爵位職業身分住所又ハ敬稱ノ類ヲ記入シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- (第三十八條) 投票ノ拒否及效力ハ選舉立會人之ヲ決定ス可否同數ナルトキハ選舉管理者之ヲ決スヘシ
- (第三十九條) 總代ノ選舉ハ有效投票ノ數多數ヲ得タル者ヲ以テ當選者トス但シ選舉スヘキ總代數ヲ以テ選舉人名簿ニ登錄セラレタル人員數ヲ除シテ得タル數ノ七分ノ一以上ノ投票アルコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ當選者ヲ定ムルニ當リ投票ノ數相同シキトキハ年長者ヲ取り年齡相同ジキトキハ選舉管理者抽籤シテ之ヲ定ムヘシ
- (第四十條) 選舉管理者ハ選舉錄ヲ調製シテ選舉又ハ投票ノ顛末ヲ記載シ選舉又ハ投票ヲ終リタル後之ヲ朗讀シ選舉立會人二人以上ト共ニ之ヲ署名スヘシ
- 選舉錄ハ投票、選舉人名簿其ノ他ノ關係書類ト共ニ選舉及當選ノ效力確定スルニ至ル迄之ヲ保存スヘシ
- (第四十一條) 當選者定リタルトキハ會長ハ直ニ當選ノ旨ヲ通知スヘシ
- 當選者當選ヲ辭セムトスルトキハ當選ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ五日以内ニ之ヲ會長ニ届出ツヘシ
- (第四十二條) 總代ノ當選ヲ辭シタル者アルトキハ會長ハ直ニ之ヲ補フヘキ當選者ヲ定ムヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十九條ノ規定ヲ準用ス
- (第四十三條) 第四十一條第二項ノ期間ヲ經過シタルトキハ會長ハ直ニ當選者ノ住所氏名ヲ公告スヘシ

- (第四十四條) 選舉ノ規定ニ違反スルコトアルトキハ選舉ノ結果ニ異動ヲ生スルノ虞アル場合ニ限り其ノ選舉ノ全部又ハ一部ヲ無効トス
- (第四十五條) 選舉人選舉又ハ當選ノ效力ニ關シ異議アルトキハ選舉ニ關シテハ選舉ノ日ヨリ當選ニ關シテハ第四十三條ノ公告ノ日ヨリ七日以内ニ會長ニ申立ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ十四日以内ニ決定スヘシ
- (第四十六條) 當選無効ト確定シタルトキハ會長ハ直ニ第三十九條ノ例ニ依リ更ニ當選者ヲ定ムヘシ
- 選舉無効ト確定シタルトキハ更ニ選舉ヲ行フヘシ總代ノ定數ニ足ル當選者ヲ得ルコト能ハサルトキハ其ノ不足ノ員數ニ付更ニ選舉ヲ行フヘシ此ノ場合ニ於テハ第三十九條第一項但書ノ規定ヲ適用セス
- (第四十七條) 第十三條、第十四條、第十六條及第十七條ノ規定ハ總代ニ付之ヲ準用ス
- 第二十九條 (第四十八條) 左ニ掲クル事項ハ總會(總代會)ノ議決ヲ經ルモノトス
- 一 收支豫算
- 二 經費ノ分賦收入方法
- 三 事業報告及收支決算
- 四 借入金
- 五 基本財産ノ造成、管理及處分其ノ他財産ノ處分ニ關スル事項
- 六 會則ノ變更
- 七 役員並何々郡(道、府、縣)農會ノ議員及豫備議員ノ選任及解任

八 農會法第十二條第一項、第二十四條第二項及第三十五條ノ同意

九 訴訟及訴訟ニ關スル事項

十 本則施行ニ關スル重要ナル諸細則ノ制定並ニ變更

十一

第三十條 (第四十九條)總會(總代會)ハ通常總會(總代會)及臨時總會(總代會)ノ二種トス通常總會(總代會)ハ毎年一回何月ニ之ヲ開ク臨時總會(總代會)ハ會長必要ト認ムルトキ又ハ農會法第二十一條第二項ノ規定ニ依ル請求アリタルトキ之ヲ開ク

第三十一條 (第五十條)總會(總代會)ヲ招集セントスルトキハ會長ハ少クトモ七日前ニ書面ヲ以テ會議ノ目的タル事項、日時及場所ヲ總會(總代會)ヲ組織スル者ニ通知スヘシ但シ通知スルコト能ハサル者ニ對シテハ公告ヲ以テ之ニ代フ

第三十二條 (第五十一條)總會(總代會)ノ議長ハ會長、會長事故アルトキハ副會長之ニ當ル會長及副會長共ニ事故アルトキ又ハ農會法第二十一條第三項若ハ第四項ノ場合ニ於テハ出席者之ヲ互選ス

第三十三條 (第五十二條)總會(總代會)ノ議事ハ法令及本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除クノ外總會(總代會)ヲ組織スル者ノ三分ノ一以上出席シ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 (第五十三條)總會(總代會)ノ議事ニ關スル通則ハ本則ニ規定アルモノヲ除クノ外總會(總代會)ニ於テ之ヲ定ム

第三十五條 (第五十四條)總會(總代會)ニ於テハ豫メ通知アリタル事項ヲ除ク外緊急ノ要アルモノ及輕微ナルモノ

ノニ付キ議決ヲ爲スコトヲ得

第三十六條 (第五十五條)本會ノ經費ハ會員ノ負擔トス

經費分賦收入方法ハ毎年總會(總代會)ニ於テ之ヲ定ム

第三十七條 (第五十六條)本會ハ總會(總代會)ノ決議ヲ經物件ヲ以テ經費ノ負擔ヲ爲サシムルコトアルヘシ

第三十八條 (第五十七條)會員ニシテ其ノ資格ヲ喪失シ又ハ其ノ資格ニ變更ヲ生スルコトアルモ 既ニ徵收シタル經費ハ之ヲ還付セサルモノトス

第三十九條 (第五十八條)本會ハ左ニ掲クル事項ニ付キ使用料、手数料又ハ實費ノ辨償ヲ受ク

- 一 農産物ノ販賣斡旋
- 二 農具ノ使用
- 三 設計、評價、鑑定

四

第四十條 (第五十九條)使用料、手数料及實費辨償ニ關スル細則ハ總會(總代會)ノ議決ヲ經テ之ヲ定ム

第四十一條 (第六十條)經費、使用料、手数料又ハ實費辨償金ヲ滯納スルトキハ會長ハ期限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ

前項ノ督促ヲ受ケ指定期限迄ニ之ヲ完納セサルトキハ滯納金額ノ十分ノ二以内ノ過怠金ヲ課ス

經費又過怠金ヲ完納セサル者アルトキハ會長ハ評議員ノ意見ヲ徵シ農會法第三十條第三項ノ手續ヲ爲スコトヲ得

第四十二條 (第六十一條) 本會ハ金員又ハ物件ノ補助又ハ寄附ヲ受クルコトヲ得

第四十三條 (第六十二條) 本會ハ基本財産ヲ設ク

特定ノ目的ナキ寄附ヲ受ケタルトキハ之ヲ基本財産ニ編入ス

基本財産ハ總會(總代会)ニ於テ定メタル方法ニ依リ之ヲ造成、管理及處分ス

第四十四條 (第六十三條) 會長ハ主任ヲ定メテ會務ヲ處理セシム

第四十五條 (第六十四條) 本會ニハ左ノ帳簿ヲ備フ

一 會員名簿

二 財産臺帳

三 出納簿

四 豫算差引簿

五 經費徵收原簿

六

第四十六條 (第六十五條) 剩餘金ハ翌年度ニ繰越シ收入豫算ニ編入ス

第四十七條 (第六十六條) 本會ノ出納閉鎖期ハ五月末日トス

第四十八條 (第六十七條) 庶務及會計ニ關スル細則ハ會長之ヲ定ム

第四十九條 (第六十八條) 會則ノ變更ハ總會(總代会)ニ於テ之ヲ組織スル者半數以上出席シ出席者ノ三分ノ二以

上ヲ以テ之ヲ議定ス

第五十條 (第六十九條) 解散ハ會員ノ三分ノ二以上ノ同意アルニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス

本會解散シタルトキハ會長及副會長ヲ以テ清算人トス

附 則

本期ハ大正何年何月何日ヨリ之ヲ施行ス

農會法實施方ニ付通牒ノ件

(大正十一年十一月廿八日
大正二年農第一二三八六號通牒)

農商務次官

北海道廳長官 府縣知事宛

年月日

農會法新ニ制定セラレ大正十二年一月一日ヨリ施行ノコトト相成候處新法ニ於テハ農會ノ經費及過怠金ノ滯納ニ關シ強制徵收ノ途ヲ開キ事業ニ關スル規定ヲ設ケ其ノ公法人タルコトヲ明ニシ以テ農會ノ運用ニ便セシメタリ然レトモ若シ其ノ施設當ヲ得サルニ於テハ却テ農業ノ發達ヲ阻害スルノ悞ナシトセス仍テ左記各項御了知ノ上農業者ノ自治的發達ヲ促スヲ目的トスル同法制定ノ精神ニ則リ農會ノ發達ヲ助長スルト共ニ其ノ監督ノ周到ヲ期セラレ度此段依命及通牒候也

記

一、市町村農會ノ會員ニ關スル事項

市町村農會ノ地區内ノ耕地、牧場、原野ノ所有者及農業ヲ營ム者ハ總テ當然ニ其ノ會員タルヘキモノニシテ之

カ除外ハ國、公共團體ノ外極メテ局限セル範圍ニ於テ之ヲ認ムルニ止メサルヘカラス
農會法第十一條ニ基ク施行規則第一條ハ全國一般ノ除外ヲ制限的ニ列記セル外地方長官ハ命令ヲ以テ除外規定
ヲ爲シ得ルコトトシ尙農會法第十六條但書ハ特別事由アルモノニ付個々處分ニ依リテ加入ノ免除ヲナシ得ルコ
トトセルカ之等ノ規定ハ形式上農業ヲ督ム者ナルモ實質上農會ノ會員タルニ適セサルモノモアルヘク又農業ヲ
督ムヤ否ヤ明瞭ナラサルモノモアルヘキヲ以テ其ノ除外ノ途ハ之ヲ認ムルモ各地ノ事情ニ應シ之ヲ適度ニ止メ
ムトスル趣旨ニ外ナラサルカ故ニ此點特ニ留意相成度

二、役員ニ關スル事項

農會ハ農業者ノ自治的團體ナルカ故ニ其ノ役員ハ原則トシテ會員又ハ議員若ハ特別議員中ヨリ選任スヘキモノ
ナルハ言フ俟タス農會法第二十七條第二項カ之等以外ノ者ヨリ會長、副會長ヲ選任スルヲ妨ケサル旨ノ但書ヲ設
ケタルハ蓋シ特別ノ場合ニ對スル例外規定ニシテ役員爭奪ノ弊ヲ生スル場合等特ニ之ヲ必要トスル事情ナキ限
リハ會員又ハ議員若ハ特別議員中ヨリ之ヲ選任セシムル様注意アリ度又評議員ニ關シテハ各農會ニ付適當ニ其
ノ定數ヲ規定スルコト困難ナルヲ以テ法令ニ規定ヲ設ケサリシカ夫々其ノ農會ニ應シテ其ノ評議機關タルニ適
當ナル員數ニ於テ之ヲ定メシメ役員割振り等ノ情實ノ爲過多ノ評議員ヲ置クカ如キコトナカラシムル様注意ア
リ度役員ノ任期ニ關シテハ其ノ改選ノ年ヲ多クノ農會ハ異ニスル農會アリ故ニ新法ニ於テハ系統的組織ノ運用
上其ノ任期ヲ統一セリ從ツテ新法實施前ノ現行會則ヲ變更セシメ明年三月三十一日ニ任期滿了スル様伸縮ヲ加
ヘ新法實施後ニ於テ不備ナキ様取計ハレ度

三、經費及會計ニ關スル事項

農會ノ經費ニ關シテハ賦課ニ當リテ苟モ苛酷ニ互リ公平ヲ失スルカ如キ弊ヲ生スルコトナカラシムルト共ニ其
ノ支途ニ付テモ濫費ニ流レサル様充分監督セラレ度經費賦課ニ付テハ施行規則第二十六條第一項ニ制限ヲ規定
セラレタルカ其ノ第二項ハ農會力從來右ノ制限ヲ超エ經費ヲ徵シ事業ヲ營ミ來レル場合ノ外賦課標準タル地租
額僅少ニシテ所要經費ヲ得難キ場合、養蠶、養畜等ノ盛ナル地方ニシテ之等ヲ標準トシテ賦課スル場合緊要ナ
ル事業費ノ膨脹又ハ上級農會會費ノ増加ニ伴ヒ經費ノ増加スル場合等特殊ナル事情アル場合ニ付認メラレタル
例外規定ナルヲ以テ其ノ農會ノ從前ヨリ新制限ヲ超エ經費ヲ徵收シ來レル事實又ハ其ノ他ノ特殊ナル事情、賦
課ノ標準、金額若ハ率ヲ充分審査シタル上認可セララル様致度尙認可ニ當リ會員割一人ニ付五十錢以上、地租
割百分ノ五十以上ニ亘ル場合ハ豫メ農務局長ニ打合セラレ度決算報告ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要スルコトト
ナリタル關係上從來ニ比シ其ノ提出後ルルニ至ルヘキモ年來會計監督上ノ經驗ニ鑑ミ決算ハ年度終了後速ニ之
ヲ準計作成スルヲ最モ肝要トシ時日ヲ經過スレハ會計ノ正確ヲ得難キニ至ルニ付道府縣農會ヲシテ年度經過後
可成速ニ決算原案ヲ調査作成セシメ六月末日迄ニハ必ス之ヲ本省ニ提出セシメ後日總會カ決算ノ該原案ヲ其ノ
儘承認セル場合ニハ重ねテ決算報告ヲ要セス承認アリタル旨ノ届出ヲ爲サシムルコトニ御取計相成度 以上

農會法ニ付テハ、
（一）役員ニ關スル事項
（二）經費及會計ニ關スル事項

農會法ニ於ケル「行政官廳」

農會法	農會	帝國農會	道府縣農會	郡農會	市農會	町村農會
設立ノ認可	一二					
總會決議ノ認可	二〇					
總會招集ノ認可	二一					
會長、副會長選任ノ認可	二七	農商務大臣	農商務大臣	地方長官	地方長官	郡長
解散、合併、分割ノ認可	三五					
清算方法、財産處分方法認可	三九					
同上ノ變更、清算人ノ解任	四〇					
強制加入ノ除外	一六	農商務大臣	農商務大臣	地方長官	地方長官	郡長 (=地方長官ニ經伺ス)
決議、取消解任、解散	三四					
特別議員ノ任命	一九					
總會招集ノ指定	二一	農商務大臣	地方長官	郡長	地方長官	郡長
清算人ノ選任	三八					

農會法ニ於ケル「行政官廳」

(二) 町村農會ノ地區カ特別ノ事由ニ因リ二郡以上又ハ郡市ニ涉ルトキハ地方長官ハ其ノ管轄行政官廳タル郡長ヲ指定スルコト

農業ニ關スル報告調査	六	農商務大臣	農商務大臣	農商務大臣	農商務大臣	農商務大臣
監督上必要ナル命令處分	三二	地方長官	郡長	地方長官	郡長	地方長官

農會ト行政官廳トノ關係 (法トアルハ農會法 則トアルハ農會法施行規則)

- 甲 農會ヨリ行政官廳ニ對スル届出、認可及訴願
 - 一 農會カ行政官廳ニ届出ヲ爲ス場合
 - 1 事業報告收支決算ノ届出 (則三〇)
 - 2 清算終了ノ届出 (則三五)
 - 3 役員、議員及豫備議員ノ選任又ハ解任 (則三六)
 - 4 清算人ノ就任又ハ退任 (則三六)
 - 二 農會カ行政官廳ニ申請ヲ爲ス場合
 - 1 農會設立ノ認可申請 (法一二)
 - 2 收支豫算並ニ其ノ變更認可申請 (法二〇)
 - 3 經費ノ分賦收入方法並ニ其ノ變更認可申請 (法二〇)
 - 4 借入金並ニ其變更認可申請 (法二〇)
 - 5 會則ノ變更ノ認可申請 (法二〇)
 - 6 總會招集ノ請求アリタルニ拘ラス會長カ正當ノ事由ナクシテ總會ヲ招集セサル場合ニ於ケル招集ノ認可申請 (法二二)
 - 7 會長、副會長ヲ會員、議員及特別議員外ヨリ選任スル場合ニ於ケル認可申請 (法二七)

- 乙 行政官廳ノ農會ニ對スル權限
 - 一 監督上ノ命令又ハ處分
 - 1 會務ニ關スル報告ヲ爲サシムルコト
 - 2 會務執行又ハ財産ノ狀況報告
 - 3 會則收支豫算又ハ經費ノ分賦收入方法ノ變更ヲ命スルコト (法三二)
 - 4 其他ノ監督上必要ナル命令又ハ處分
 - 5 決議ノ取消
 - 6 役員、特別議員ノ解任
 - 7 議員豫備議員若クハ總代ノ改選 (法三四)
 - 8 事業ノ停止
 - 9 解散
 - 二 市町村農會ノ經費過怠金ノ滯納處分ノ請求 (市町村長ニ對スル市町村農會會長ノコト) (法三〇)
 - 9 農會解散、合併及分割ノ認可申請 (法三五及三六)
 - 10 清算方法及財産處分ノ認可申請 (法三九)
 - 11 市町村農會ノ經費ノ特別賦課ノ認可申請 (則二六)
 - 12 下級農會カ會費滯納シタル場合ニ於テハ上級農會ハ其行政官廳ニ對シ處分ノ申請
- 三 異議ノ申立、訴願及行政訴訟

- 二 其他ノ権限
- 1 諮問スルコト (法五)
- 2 農事ニ關スル報告書ノ提出及調査ヲ命スルコト (法六)
- 3 強制加入ノ除外 (法一六)
- 4 特別議員ノ任命 (法一九)
- 5 總會招集者缺ケタルトキノ招集者ノ指定 (法二一IV)
- 6 清算人ノ選任 (法三八II)
- 7 清算方法、財産處分ノ變更及清算人ノ解任 (法四〇)
- 8 市町村農會ノ會員ヨリ除外スヘキ地方長官ノ命令 (則一)

農會法令其ノ他ニ關スル質疑應答

一 法令ニ關スル質疑應答

(一) 會員ノ資格ニ關スル件

處分例

(問) 農會法第十一條ニ所謂公共團體中ニ神社ヲ包含セシムヘキ義ナリヤ

(答) 神社明細帳ニ記載セラレタル神社ハ公共團體ナルヲ以テ農會ノ會員タルコトナシ反之神社明細帳ニ記載セラレサル神社ハ私法人ナルヲ以テ農會會員ノ資格要件タル土地ヲ所有スル場合ニ於テハ會員タルモノトス

(大正一一、二、二六省議決定農務局長回答)

(問) 寺院ヲ會員ヨリ除外スルコトヲ認メラレサルヤ

(答) 寺院カ農會員ノ資格要件タル土地ヲ所有スル場合ニ於テハ寺院タルノ故ノミヲ以テ農會員タルニ適セスト謂ヒ難ク一般的ニ地方長官ノ命令ヲ以テ之ヲ除外スル旨ヲ定ムルハ穩當ナラスト認ム

(大正一一、二、二六農務局長回答)

(問) 農會法第十一條ノ公共團體中ニハ市町村ノ一部ニシテ耕地、牧場、原野ヲ所有スルモノヲ包含スルヤ

(答) 市町村ノ一部ニシテ耕地、牧場又ハ原野ヲ所有スルモノハ農會法第十一條ニ所謂公共團體ナリトス

取扱實例

(大正一一、二、二七省議決定農務局長通牒)

- (問) 農會法第十一條ニ依レハ同一家族内ニ數人ノ土地所有者アル場合ニ其ノ土地所有者全部カ會員ナリト解セラルモ如何
- (答) 貴見ノ通り其ノ地區内ノ耕地、牧場、原野ヲ所有スル者ハ全部會員ナリ
- (問) 同一家族ニシテ會員ノ資格要件タル土地ヲ所有スル者ハ戸主ニシテ戸主ハ農業經營者ニ非ス其ノ相續者カ自己ノ計算ニ於テ農業經營ニ當レリ此ノ場合何レヲ會員ト看做スカ
- (答) 戸主相續者ハ各々會員ト爲ル
- (問) 隱居、入夫婚姻ノ場合ニ於テ不動産所有權移轉登記未了ノ期間會員タルヘキモノハ何レナリヤ
- (答) 不動産登記未了ノ間ト雖所有權移轉ノ事實アラハ相續人又ハ入夫ヲ以テ會員トス
- (問) 鹽田ニシテ現在耕地トナレルモ鐵下年期中ノモノヲ所有スル者ハ耕地ヲ所有スルモノトシテ取扱フヘキヤ否ヤ
- (答) 鐵下年期中ノ鹽田ハ耕地トシテ取扱ハサルニ依リ之カ所有ノミニ依リテ會員トハナラサルモ耕作スルニ依リテ會員ト爲ル
- (問) 町村農會員中最少程度ノ耕地、牧場、原野ヲ所有スルノミニ依リテ會員タル資格ヲ有スル者ハ本人ノ申請ニ依リ會員ヨリ除外セムトス如何
- (答) 農會法ニ於テ會員ノ申請ニ依リテ會員ヨリ除外スル場合ハ法第十六條ノ規定ニ依ルモノナラムモ耕地、牧

- (問) 場、原野ヲ所有スル者ニ對シテハ除外セシメサル方針ナリ然レトモ只特種ノ事情アル土地ニ限り施行規則第一條ノ規定ニ依リ地方長官ノ命令ヲ以テ除外ヲ認メラルルコトアリ
- (問) 隱居シタル場合隱居者ハ自己ノ生活ノ爲例ヘハ所有地一町步中七反步ヲ相續人ニ移讓シ三反步ヲ自己ノ名義ニ殘シ小作米モ各別ニ徵收シツツアル場合隱居者ハ會員資格ヲ有スルモノト解セラル
- (答) 貴見ノ通り遺留分ヲ有スル隱居者ハ當然會員タルモノトス
- (問) 二十八畝附框製蠶種二枚夏蠶二枚ヲ飼育スルノミニ依リテ町村農會ノ會員タル者ノ資格ノ發生時期及消滅時期如何
- (答) 框製蠶種四枚以上ヲ掃立テ終リタル時會員トナリ翌年度以降ニ於テハ四枚以上ヲ掃立テサル事カ會員ヨリ申出又ハ其ノ他ノ事實ニヨリテ明トナリタル時會員タル資格ハ消滅ス
- (問) 一反歩ノ小作ヲ爲スノミニ依リテ會員タル者ノ資格ノ發生時期及消滅ノ時期
- (答) 耕作ノミニ依ル農會員ノ資格ハ小作契約ノ成立ニ依リテ會員トナリ契約ノ解除ニ依リテ消滅ス
- (問) 小作ノミニ依リテ町村農會ノ會員ノ資格ヲ有スル者カ第一年ニ一反歩以上小作シ第二年目ニ一反歩未滿ノ小作ヲ爲ス場合ニ其ノ資格ノ消滅ノ時期如何
- (答) 耕作ノミニ依ル農會員ノ耕地カ契約解除ノ爲一反歩未滿トナリタル時ハ年度内ナリト雖資格ヲ失フ
- (問) 一反歩未滿ノ純小作者又ハ二十八畝附框製蠶種四枚未滿ノ養蠶業者カ副業トシテ小規模ノ養蠶又ハ蠶工品ノ製作等ヲ爲ス者ハ會員ト看做スヘキヤ否ヤ
- (答) 一反歩未滿ノ小作者又ハ框製蠶種四枚未滿ノ養蠶業者カ副業ヲ營ム場合其ノ副業ニシテ農業ヲ營ムト見ラ

ルヘキ規模又ハ生産アル場合ニ於テハ農會員ト爲ル

帝國農會ノ回答

(問) 農村ニ住居シ只養鶏又ハ宅地内ニ於テ温室、盆栽等ノ園藝ノミヲ爲ス者アル場合ハ農會員中ニ入ルヘキヤ否ヤ

(答) 其ノ業態カ果シテ農業ナリヤ否ヤノ常識的判斷ニヨリ決定スル外理論的根據ナシト雖施行規則第一條ヲ規定シタル主旨ヨリ立法ノ意思ヲ付度スルニカカル疑問多キモノハ之ヲ除外スルヲ適當ナラスヤト解釋セラル然レトモ當人ニ於テ會員タルコトヲ希望スルモノハ此ノ限りニ非ス

(問) 農會法第十一條ニ依レハ會員タル資格ハ其ノ地區内ノ耕地、牧場、原野ヲ所有スルモノトアリ然シテ原野トハ地方ニ依リテ其ノ趣ヲ異ニシ本村(茨城縣某村)ノ如キハ殆ント收穫ナキ土地ヲ指シテ原野ト云ヘリ此ノ意義ヨリセハ相當收穫アル山林ノ所有者ハ會員タル資格アルモノト思料セラルモ如何

(答) 農會法第十一條ニ所謂耕地、牧場又ハ原野ハ地目ニ依リテ之ヲ定ム實狀若クハ地方ノ慣習ニ依リテ原野ト認メラルモノ若クハ原野ト稱セラルモノト雖モ地目原野ニ非ラサレハ之ヲ所有スルコトニ依リテ會員トナルコトナシ

(大正一二、三、六帝農發三二二通牒)

處分例 (二) 農會ノ設立、合併、分割、解散ニ關スル件

(問) 町村農會會則中ニ事業施行敏活ノ普及ヲ計ル爲メ支會ヲ設置スル條項ヲ設クルモ差支ナキヤ

(答) 町村農會ノ會則中ニ支會ニ關スル規定ヲ設クルコトハ差支ナシト雖支會ハ法律上ノ組織ニ非サルカ故ニ之ヲ設ケタルノ故ヲ以テ町村農會ノ法律上ノ組織ヲ變更スルコトヲ得サルモノトス

(大正一二、五、五省議決定農務局長回答)

取扱實例

(問) 市ニ近接セル三ヶ町村カ近ク市ニ合併セラルル事ニ進捗中ナリ之等ノ町村農會ハ當然市農會ニ合併セサルヘカラス此ノ場合法第三十五條並同法施行規則第三十三條ニ依ルヘキヤ又町村ノ地區カ市ニ編入セラルルニ於テハ法第九條第三項ニ依リ自然地區ノ増減トシテ取扱フヘキモノナルヤ

(答) 農會法第九條第三項ニ依リ地區ノ増加トシテ取扱フヘク從ツテ町村農會ハ一應解散シ其ノ會員ハ地區ノ變更ト同時ニ法第十六條ニ依リ市農會々員トナルモノナリ

(問) 町村カ廢セラレテ新ニ其ノ區域ヲ以テ市ヲ置カレタル場合從來ノ町村農會ハ法第九條第四項ニ依リ當然市農會トナリ從前ノ役員其ノ他ノ農會ノ機關ハ自然消滅スヘキモノト解セラレ又町村カ廢サレテ全然新ナル市ヲ生シタルモノナレハ法第九條第四項ニ該當セス町及村ノ廢止ト共ニ其ノ農會モ消滅セルモノトシ新ニ市農會設立ノ手續ヲ踏ムノ要アルヤニモ思考セラル此場合何レニ依ルモノナリヤ

(答) 右ノ如キ場合ニ於テハ法第九條第四項ノ適用ナク從ツテ從來ノ町農會ト村農會トヲ合併セシメ市農會ヲ新設セシムルモノニシテ農會法第三十五條ノ規定ニ依リ手續ヲ履行スヘキモノナリ

(問) 或ル村農會カ事實殆ント解散ノ狀態ニ在リテ唯行政官廳ノ認可ナキノミナリ從ツテ會則ノ改正等ヲ行ハス

全然放任ノ態ニ在リ如此農會ハ新法實施ノ今日消滅シタルモノト解スヘキカ
(答) 監督官廳ノ解散ノ認可アル迄ハ當然新法實施後ニ於テモ其農會ハ存続スルモノナリ
帝國農會ノ回答

(問) 町村農會分割シテ其ノ地區内ニ二ツ以上ノ農會ヲ設立シ得ルヤ
(答) 農會法第九條第二項ノ規定ニ依リ特別ノ事由アルトキハ其ノ地區内ニ二ツ以上ノ農會ヲ設立スルコトヲ得
ヘシ

(三) 農會ノ事業ニ關スル件

取扱實例

- (問) 郡有林ヲ農會ニ貫ヒ受ケ經營セムトス差支ナキヤ
- (答) 農會ノ事業トシテ植林ヲ爲スハ認メサルモ基本財産造成ノ爲ニハ差支ナシ
- (問) 農會ニ於テ家畜市場ヲ經營スルコトヲ得ルヤ
- (答) 法規上ニ於テハ何等支障ナシト雖之カ經營ニ付テハ特ニ注意スルコトヲ要ス
- (問) 農會力師團ト契約ヲ爲シ干草ノ調辨及肥料ノ拂下ヲ實施シ實費ノ意味ニ於テ手数料ヲ徴シテ仲介斡旋ヲ爲スハ營利事業ト認ムルヤ否ヤ
- (答) 農會ノ事業トシテ支障無之モノト認メラル

(問) 農會ニ於テ法定ノ設備及管理者ヲ設置シテ蠶種製造シ實費ヲ以テ區域内ニ配付スル爲メ蠶種製造免許ヲ出願スルモノアリ蠶糸業法及農會法ニ於テ支障無之ヤ否ヤ
(答) 農會ニ蠶種製造ノ免許ヲ與ヘテ差支ナシ

(四) 總會ニ關スル件

處分例

- (問) 行政官廳ニ於テ特別議員ノ任命通知ナク總會通知發送後ニ於テ通知アリタル場合ハ如何ナル所置ヲ取ルヘキヤ
- (答) 特別議員ノ任命ハ任命通知カ本人ニ到達シタルトキ成立スルモノナルヲ以テ該特別議員ハ通知到達ト共ニ總會組織者タルノ資格ヲ取得ス故ニ農會ニ於テ其ノ任命ヲ知リタルトキハ該特別議員ニ總會招集ノ旨ヲ通知シ總會議事ニ參與セシムヘシ
(大正一二、五、五省議決定農務局長回答)
- (問) 農會ノ總會又ハ總代会ニ於テ會長ハ出席者タル資格ト議長タル資格トニ基キ表決權ト裁決權トヲ併セ行使シ得ルヤ否ヤ
- (答) 總會ノ議長ハ出席者タルノ資格ニ於テ議決權ヲ行使シタルトキト雖モ議事ノ可否同數ニ分レタル場合ニ於テハ議長トシテ裁決權ヲ行使スルコトヲ得ルモノトス
(大正一二、四、六省議決定農務局長回答)
- (問) 總會ニ於テ會長タル議長缺席ノ爲メ副會長タル議員ハ自身議長トナリ因テ豫備議員ヲシテ自己ノ議決權ヲ行使セシメ役員選任ノ事項ヲ議了セシメタルハ違法ニ非スヤ若シ違法ナリトスレハ行政官廳ハ其ノ總會ヲ取

消スコトヲ得ヘキヤ否ヤ

(答) 農會法第二十二條ノ規定ニ依リ議長タル副會長カ議長ト爲リタルカ爲ニ議員トシテノ議決權行使ヲ妨ケラ
ルルモノニ非ス同法第十八條ノ「議員事故」アル場合ト認メ難ク豫備議員ヲシテ議決權ヲ行使セシメタルハ
違法ニシテ該總會ハ其ノ成立ニ於テ缺陷アルモノナレハ法第三十四條ノ規定ニ依リ行政官廳ノ監督權ノ發動
ニ依リ之ヲ取消シ得ヘキモノナリ
(大正一二、七、五、省議決定農務局長回答)

(問) 農會ノ會則中ニ總會ノ定足數ヲ規定スルコトハ法第二十三條ニ概觸スルモノニ非スヤ

(答) 農會法第二十三條ハ一般ノ場合ニ於ケル總會ノ定足數ヲ規定セサルモ各農會ハ其ノ會則ニ於テ適當ナル定
足數ヲ定ムルコトヲ得ヘク其ノ程度ハ行政官廳ノ認可ニ際シ監督スルモノトス
(大正一二、一〇、四省議決定)

(問) 總會定足數ヲ會則ニ規定シタル場合ニ或ル事情ノ爲メ總會ノ招集再回以上ニ及フモ尙定足數ニ達セサル場
合ハ如何ナル手段ヲ執ルヤ

(答) 會則中ニ同一事件ニ付招集再回ニ及フモ仍定足數ニ滿タサルトキハ其ノ集會者ノミヲ以テ會議ヲ開キ議決
ヲ爲シ得ル旨ヲ規定シ置クヲ適當トス
(大正一二、二、二六省議決定農務局長回答)

取扱實例

(問) 町村農會總會ノ場合會員ハ委任狀ニヨリ表決權ヲ行使シ得ルヤ否ヤ

(答) 市町村農會ノ總會ニ於テハ委任狀ニ依リ表決權ヲ行使スルコトヲ得ス

(問) 農會會則ノ規定ニ反シ評議員ニ諮問セスシテ直ニ總會ヲ招集シタル場合其ノ總會ハ違法ナリトシテ行政官

廳ニ於テ取消處分ヲ爲スコトヲ得ルヤ否ヤ

(答) 總會ノ招集力會則ノ規定ニ依リ評議員ニ諮問ヲ要スルモノナルニ拘ラス之ヲ行ハスシテ直チニ總會ヲ招集
シタルハ會則ニ違反スルモノナレハ行政官廳力法第三十四條ニ依リ取消處分ヲ爲スコトヲ得ヘシ

帝國農會ノ回答

(問) 議員、豫備議員共ニ病氣等ノ爲正當ノ事由ニ依リ總會ニ出席シ得サル場合ニ於ケル議決權ノ行使方法如何

(答) 議決權行使ノ方法ナシ
(大正一一、一〇、一八帝農發一七一)

(問) 帝國農會ノ示サレタル會則案中臨時總會ノ招集ニ關スル事項ハ會長ハ評議員ニ諮問スヘシトアルモ其ノ必
要ナカルヘシ如何

(答) 準則ハ適當ナル處置ト解釋ス何トナレハ臨時總會モ通常總會ト同様極メテ重要ナル事項ナレハナリ殊ニ通
常總會ハ會則ニヨリ之カ開催ノ期日、協議事項及場所等ニ就キ規定シアルモ臨時總會ニ就テハ何等ノ規定ナ
シ故ニ特ニ評議員ニ諮問スルハ穩當ナリト解シ居レリ、然レ共經費等ノ關係上之ヲナシ得サル場合ナキニア
ラス本會ニ於テハ評議員會規程ニヨリ「會長ハ場合ニヨリ書面ヲ以テ評議員ノ意見ヲ徵シ評議員會ノ招集ニ
代フルコトヲ得」ト規定シタリ
(大正一一、一〇、一八帝農發一七一號)

(五) 役員、議員、豫備議員、特別議員及總代ニ關スル件

處分例

(問) 任期満了前豫メ會長、副會長ノ選舉ヲ行ヒタルニ當選シタル會長ハ其ノ就任ヲ辭シ副會長ハ之ヲ承諾セリ
現任者ノ任期満了後會長ノ職務ハ前任會長カ之ヲ行フモノナリヤ會長事故アルモノトシテ副會長カ之ヲ代理
スヘキモノナリヤ

(答) 右ノ如キ場合ニ於テ前任會長ノ任期満了シタル後後任會長ノ就任スル迄ハ會長ノ職務ハ尙前任會長ニ於テ
之ヲ行フヘク前任會長事故アリテ繼續職務ヲ爲シ得サル場合ニ於テハ新任副會長ニ於テ會長ノ職務ヲ代理ス
ルモノトス (大正一二、四、二八省議決定)

(問) 農會ノ議員ハ選出農會ノ役員タルコトヲ、役員ハ其ノ農會ノ議員又ハ特別議員タルコトヲ以テ存續要件ナ
ルヤ否ヤ

(答) 農會法第十七條第二項ノ規定ニ依リ選任セラレタル郡農會、道府縣農會及帝國農會ノ議員ハ選出農會ノ役
員タルコトヲ以テ其ノ議員タルコトノ存續要件トス又農會法第二十七條第二項本文ノ規定ニ依リ選任セラレ
タル郡農會、道府縣農會及帝國農會ノ役員ハ當該農會ノ議員又ハ特別議員タルコトヲ以テ其ノ役員タルコト
ノ存續要件トス (大正一二、二、一六省議決定)

(問) 農會法ニ依ル特別議員ノ任期ハ施行規則第十七條ニ依ラサルモノト心得テ可然哉

(答) 農會特別議員任命ノ際ハ四ヶ年位ノ任期ヲ附シ尙郡長ニ對シテモ其ノ旨通達セラレタシ

(問) 郡長ニ於テ郡農會ニ特別議員ヲ任命シタル場合ハ上級官廳ニ經伺或ハ報告ノ必要ナキカ如シ之カ監督ノ要
ナキモノナリヤ

(大正一二、二、三省議決定農務局長通牒)

(答) 郡農會特別議員ノ任命ハ郡長ノ處分ナルヲ以テ上級官廳タル知事ニ於テ之ヲ監督スルノ必要ハ勿論之アル
ヲ以テ知事必要ト認メテ經伺或ハ報告ヲ命シタルトキハ郡長ニ於テ之ヲ爲スノ要アルモノトス

(大正一二、五、五省議決定農務局長回答)

(問) 農會法第十九條ニ於テ行政官廳ハ郡農會以上ノ農會ノ特別議員ヲ任命スルコトヲ得トアリ而シテ學識經驗
トハ如何ナル程度ヲ意味スルカ又若シ假ニ衆目ノ見ル所農業上ニ關スル學識經驗ナキモノカ任命セラレタリ
トスル場合ハ別ニ之ニ對スル處置ナキヤ

(答) 農業ニ關スル學識經驗ハ任命官廳ノ認定ニ俟ツモノニシテ特別議員ヲ設置スルノ趣旨ニ鑑ミ一般觀念上農
會總會ノ構成分子トシテ適當ト認メラル程度ノ學識經驗ヲ有スル者タルコトヲ要ス衆目ノ見ル所農業ニ關
スル學識經驗ナキ者ナルニ拘ラス郡長ニ於テ誤テ之アリト認メ郡農會特別議員ニ任命シタル場合ニ於テハ後
ニ至リテ郡長カ其ノ者ノ農業ニ關スル學識經驗ナキコトヲ確認シタルトキ及任命力不正ノ申告若ハ不正行爲
ニ因リテ生シタル錯誤ニ基キタルモノナルトキハ郡長ニ於テ該任命ヲ取消シ得ヘク又上級官廳タル知事カ郡
長ト認定ヲ異ニシテ農業ニ關スル學識經驗ナシト認メタルニ因リ該任命ヲ取消シ得ルトキ及農會法第三十四
條ニ依リ行政官廳ニ於テ該特別議員ヲ解任シ得ルトキハ知事ニ於テ取消若ハ解任スルコトヲ得ヘシ

(大正一二、五、五省議決定)

(問) 特別議員ハ法第十九條ニヨリ行政官廳ニ於テ任命スルコトヲ得トアリ任命權ヲ有スル行政官廳ハ當然解任
ノ權ヲ有スルモノト解セラル如何

(答) 農會ノ特別議員ハ行政官廳ニ於テ任命スルモノナルヲ以テ任命ノ際任期ヲ定メサル場合ニ於テハ何時ニテ

モ任命官廳ニ於テ一方的ニ解任スルコトヲ得ヘシ反之任命ノ際任期ヲ定メタル場合ニ於テハ少クトモ其ノ任期中ハ該特別議員ノ承諾ナキ限り一方的ニ之ヲ解任スルコトヲ得サルヘシ但シ農會法第三十四條ノ規定ニヨリ解任スル場合ハ此ノ限ニ在ラス
(大正一二、五、五省議決定)

取扱實例

(問) 評議員ノ員數ハ議員定數ノ三分ノ一以内トアリ此ノ議員定數中ニハ特別議員ヲ含ム意ナリヤ否ヤ

(答) 特別議員ヲ含マス下級農會ヨリ選任セラレタル議員ノ數ヲ指スモノトス

(問) 評議員ト總代トハ同一人ニテモ可ナルヤ否ヤ

(答) 評議員ハ町村農會ニ在リテハ會員中ヨリ選舉スルモノニシテ總代タルト否トヲ問ハス

(問) 總會ノ決議ヲ要スル事件ニシテ評議員ニ委任シテ議決スルコトヲ得ルヤ

(答) 總會ノ決議ヲ必要トスル事件ヲ評議員ニ委任評決スルハ違法ナリ

(問) 議員又ハ特別議員ニ非サル農會ノ舊會長又ハ副會長カ任期滿了後ノ總會ニ於テ其ノ組織者トシテ選舉權ヲ有スルモノト認ムルヤ否ヤ

(答) 議員及特別議員以外ヨリ選任セラレタル農會ノ會長、副會長ニシテ任期滿了シタル場合ト雖後任者就任スル迄ハ仍ホ其ノ職務ヲ行フヘキモノナルヲ以テ當然農會ノ組織者ト爲リ從ツテ其ノ權限トシテ新役員ヲ選舉スルコトヲ得ルモノトス

(問) 會長ノ職務ノ一部ヲ職員ニ委任スルコトハ差支ナキヤ

(答) 會長職務ノ一部ヲ其ノ輔佐機關タル職員ニ委任スルハ別段ノ支障ナシ

帝國農會ノ回答

(問) 總代ノ任期ハ事業年度ニ從ハス當選ノ當日ヨリ起算シテ四ケ年トスルヲ好都合ナリト説クモノアリ會則ニ於テ斯ク定ムルモ法令ニ抵觸セサルモノ、如何

(答) 施行規則ノ主旨ニ抵觸スルモノト解セラル (大正一二、一〇、一八帝農發一七一通牒)

(六) 議員、總代選舉ニ關スル件

處分例

(問) 農會法施行規則第二十條第一項但書ノ場合ニ於ケル選舉權ノ行使者ハ如何ナル形式ニ依リ決定スヘキモノナリヤ即チ其決定要件等承リ度シ

(答) 農會法施行規則第二十條第一項但書ノ場合ニ於ケル總代選舉權ノ行使ニ關シテハ共有者ハ選舉ノ爲ノ代表者ヲ互選シ其ノ氏名ヲ農會ニ届出テシメ其ノ代表者ヲシテ選舉ニ當ラシムル等適宜ノ手續ヲ會則中ニ規定セシムルヲ可トス (大正一一、一二、二三省議決定農務局長回答)

(問) 議員選舉ノ結果當選シタル者諸否ノ意思ヲ明示セシテ當選告知ノ日ヨリ七日ヲ經過シテ辭職届ヲ提出シタリ此ノ場合ニ於テ當選者ハ就任承諾ノ意思ナキモノト認メ改メテ議員ヲ選任スヘキヤ又當選者ハ辭職届提出迄ニ議員タル資格ヲ取得シタルモノト認メ農會法第十八條第二項ノ規定ニ依リ議員關ケタルトキトシテ豫備議員チシテ議員タラシムヘキヤ

(答) 農會法第十八條第二項ニ於テ「議員關ケタルトキ」トイヘルハ一旦正式ニ議員タル資格ヲ取得シタル者カ後

ニ至テ死亡、解任、辭任等ノ事由ニ因リ關ケタル場合ヲ指セルモノナルヲ以テ右ノ如キ場合ニ於テ豫備議員ヲシテ議員タラシムヘキカ或ハ更ニ議員ヲ選任スヘキカハ該當選者カ一旦議員タル資格ヲ取得シタル後辭任シタルモノナリヤ或ハ議員タル資格ヲ取得スルコトナクシテ辭退シタルモノナリヤニ依テ之ヲ決スヘキモノナリ然ルニ農會役員ノ就任ハ總會又ハ總代會ノ議決ノミニテ完成セス當選者ノ就任ノ意思表示ヲ俟テ始メテ確定スルモノナリ故ニ假令當選者カ當選告知ヲ受ケタル後辭職ヲ申出テタル事實アリトスルモ其ノ前ニ就任承諾ニ關シ何等ノ意思表示ナカリシトキハ一旦就任シタル事實ハ之ヲ認ムルコトヲ得ス而シテ此ノ意思表示カ明示又ハ默示タルヲ得ヘキハ勿論ナリト雖農會ヨリ當選者ニ對シ當選承諾書ノ用紙ヲ送付シ之カ調印ヲ求メタルカ如キ場合ニ於テハ農會ハ特ニ明確ナル承諾ノ意思表示ヲ期待セルモノニシテ默示ノ就任承諾ハ之ヲ認ムルノ餘地ナク當選者該用紙ニ調印セスシテ送還シ併セテ辭職届ヲ提出シ來リタル如キ場合ニ於テハ就任承諾ヲ拒否シタルモノト認ムヘキモノナリ故ニ此ノ場合ニ於テハ農會ハ更メテ議員ヲ選任スル要アルモノトス

(大正一二、六、七省議決定)

取扱實例

- (問) 總代ノ選舉ハ施行規則第二十條ニ依リ未成年者モ法定代理人ニ依リ之ヲ行使スルヲ得ルカ其ノ被選舉權ニ就テハ何等ノ制限ナシ故ニ之ヲ有スルト見テ可ナルカ又ハ會則ノ規定ニ依リ其ノ有無ヲ決スルヲ可トスルカ
- (答) 法律ノ解釋上ハ被選舉權ハ未成年者モ之ヲ有スルモ法令ハ總代選舉ニ關スル規定ヲ會則ニ譲リタルヲ以テ會則ノ規定ニ依リ未成年者ノ被選舉權ヲ剝奪スルハ差支ナシ
- (問) 總代選舉ハ原則トシテ新法施行前ヲ機トシ作成セル選舉人名簿ニ依リ之ヲ施行セシメテ可然ヤ

- (答) 總代選舉ハ新法實施後作製シタル選舉人名簿ニ依ラシメラレ度シ
- (問) 準禁治產者ハ選舉權、被選舉權共ニ之ヲ有スルヤ
- (答) 然リ貴見ノ通り
- (問) 總代選舉ニ當リ選舉人自署シ能ハサルトキハ選舉關係者ニ於テ代書シテ差支ナキヤ
- (答) 農會法施行規則ハ總代選舉ノ方法ヲ會則ノ規定ニ一任シタルヲ以テ各農會ノ會則ニ於テ適當ナル選舉手續ヲ定メ得ヘキ理ナリト雖總代選舉手續ハ成ルヘク慎重ナルヲ要スルヲ以テ選舉人自身出頭シテ自書投票スルノ手續ヲ採ルヲ可トス斯ル手續ヲ採リタル結果投票不能ノ者若干生スルコトアルモ止ムヲ得サル所トス
- (問) 總代ノ選舉權ハ一戸一人ナリヤ又ハ家族ニテモ會員タル資格ヲ有スル者ハ選舉權アリヤ
- (答) 會員一人ニ付選舉權ハ一票ナリサレハ右ノ如キ場合ニ家族ニテモ會員タル資格ヲ有スル者ハ當然選舉權ヲ有ス
- (問) 會員死亡シタル時ノ選舉權ノ行使方法如何
- (答) 會員死亡スルトキハ其ノ會員ノ總代選舉權ハ當然消滅ス但シ此ノ場合法定相續人カ會員タル資格ヲ取得シタル後自己ノ總代選舉權ヲ行使シテ投票シ得ヘシ
- (問) 市町村農會ノ總代選舉ニ代理投票セシムル場合其ノ委任狀ニ印鑑證明書添付ヲ要スルヤ
- (答) 市町村農會ノ總代選舉ニ於ケル代理投票ノ委任狀ニ印鑑證明書ヲ添付ノ必要ナシ然レトモ選舉ニ當リ紛議ヲ生スルノ虞アラハ添付セシメテ然ルヘシ
- (問) 遺産ヲ分割スル權ヲ有スル者家族中ニ數人アリテ未タ登記ヲ終ラズ此場合家族各人ニ於テ投票權ヲ有スル

(答) 遺産ハ分割前ニ在リテハ相續人ノ共有ニ屬スルヲ以テ土地共有ノミニ依テ會員タル資格アル場合ヲ生ス斯ル者數人アル場合ニ於テハ總代選舉權ノミヲ一個トシ其他ノ會員タル權利ハ各別ニ之ヲ有スルモノトス

(問) 家十人ノ一家アリテ内五人ニテ一町歩ヲ小作シツツアリテ五人ノ申立ニ依レハ二反歩宛小作シツツアルカ故ニ總代ノ選舉權ハ五票アリト謂フ此ノ場合選舉權ハ果シテ五人ニ在リヤ否ヤ

(答) 同一ノ世帯ニ屬スル者ト雖各別ニ二反歩宛ノ耕地ヲ小作シテ農業ヲ營ム場合ニ於テハ各人會員タル資格アリ然レトモ是等ノ中一人カ經營主ニシテ他ハ之ヲ補助スルニ過キサル場合ニ於テハ其ノ一人ノミ會員タル資格アルモノニシテ當然投票權モ亦一人ニ限ル

(問) 總代会ヲ有スル町村農會ニ於テ總代ヲ選舉スル場合ニ選舉權ヲ行使シ得ル者ハ選舉當日ノ有資格者タルヲ要スト考ヘラル如何

(答) 總代選舉ニ關シテ會則中ニ選舉權ヲ行使シ得ヘキ者ハ選舉期日何日前ニ選舉名簿確定スル旨會則中ニ規定スヘキモノニシテ右選舉名簿確定後ニ於テ會員タル資格ヲ得タル者ト雖モ選舉權ヲ行使スルコト能ハス

(問) 公法人ニ非サル神社及寺院カ會員タル場合選舉權ノ行使ハ何人カ之ニ當ルヤ

(答) 神社明細帳ニ記載ナキ神社及寺院ハ私法人ナルカ故ニ會員タル資格ヲ有スル場合ハ當然會員ニシテ此ノ場合ニ於テハ其ノ管理者タル神職又ハ住職ニ於テ選舉ヲ行フ若シ神職又ハ住職カ他ニ會員タル資格ヲ有スルトキハ二個ノ選舉權ヲ行使スルモノトス

(問) 總代選舉ニ關シ選舉區ヲ設ケタル場合ハ選舉人名簿ハ選舉區毎ニ調製スヘキモノト信ス而シテ町村内ノ會

員ニシテ居住區ト會員タル資格條件ノ所有耕地所在區ト異ナル場合及不在會員ニシテニ選舉區以上ニ耕地ヲ有スル場合其ノ會員ヲ何レノ選舉區ニ屬セシムヘキヤ尙農會ハ之ヲ自由ニ決定シ得ルヤ或ハ其ノ會員ノ意思表示ニ依リテ所屬選舉區ヲ定ムヘキヤ

(答) 總代選舉ニ關スル細則ハ會則ノ規定ニ委任セラレタルヲ以テ右ノ場合ニ於テ如何ナル選舉區ニ屬セシムヘキカハ會則ニ於テ規定シ置クヘシ例ヘハ「居住ノ區」或ハ「主タル財産所在ノ區」或ハ「代理人居住ノ區」ニ屬スト爲スカ如シ會則ニ於テ之ヲ定メタル以上會長ハ之ニ從ヒテ選舉人名簿作成ノ際所屬ヲ決定スルコトトナル

(問) 農會ノ會則中ニハ選舉人自ラ記載ストアルモ農會法中ニハ「自ラ被選舉人ノ氏名ヲ書スルコト能ハサル者ハ投票ヲ爲スコトヲ得ス」トノ條項ナキニ依リ型紙ヲ用フルモ差支ナキカ

(答) 農會ノ會則中ニ總代選舉ノ投票ハ選舉人カ「投票用紙ニ自ラ被選舉人一人ノ氏名ヲ記載シテ」之ヲ爲スヘキモノナルヲ以テ選舉人カ自書セサル投票ハ有效投票タルノ要件ヲ缺クモノトス今型紙ヲ使用シテ爲シタルコト明ナル投票ハ選舉人ノ自書シタルモノニ非サルモノト認ムルノ外ナク從テ有效投票タルノ要件ヲ缺クモノナルヲ以テ斯ル投票ハ之ヲ得票數中ニ算入スルコトヲ得ス

(問) 選舉ニ付テハ農會法中ニ訴訟ノ規定ヲ設ケラレ居ラサルニヨリ訴訟出來サルニ非スヤ

(答) 總代選舉ニ關スル異議申立ニ對シ一旦會長ニ於テ決定ヲ爲シタルトキハ最早之ニ關シテ訴訟スルノ途ナシトス

(問) 總代選舉ヲ執行シタルニ有效投票ヲ數ヘテ一旦選舉場ヲ閉塞シ當選者ヲ決定シタル所其ノ後ニ至リテ投票セル有效有權者ヲ調査シタルニ無効投票ニ票アルコトヲ發見シタリ此ノ場合無効投票ニ依リ當選シタル者ニ

限ルヤ將タ又同日ノ選舉全體ニ及ホスヘキヤ

(答) 右ノ如キ場合ニ於ケル無効投票ノ影響ハ之ニ依リ異動ヲ生スヘキ當選者ニ限ルモノニシテ同日ノ選舉全體ニ及フヘキモノニ非ズ

(問) 總代ノ選舉投票場ヲ投票者ノ便宜ノ爲數ヶ所ニ設ケ得ルヤ其ノ場合投票ノ日ヲ異ニスルモ差支ナキヤ若シ二日以上ニ及フ場合選舉人名簿ノ調製、閱覽ノ期日等ノ計算ニハ開票スルノ日ヲ以テ選舉期日トシテ可ナルヤ又數ヶ所ニ會場ヲ定ムルモ單ニ告示ヲ爲スノミニテ差支ナキヤ

(答) 總代選舉ノ投票場ヲ數ヶ所ニ設置シ期日ヲ異ニシテ選舉ヲ行フコトト爲スハ支障ナシ但シ選舉人名簿ノ調製若ハ閱覽ノ期日ハ最初ノ投票日ヲ選舉期日トシテ計算スヘシ凡ソ此等ノ手續ハ會則ニ規定スヘク單ニ公告スルノミニテハ不充分ナリトス

帝國農會回答

(問) 選舉ノ代理人ハ幾人ニテモ委任ニヨリ選舉ヲ行ヒ得ルヤ

(答) 差支ナシ (大正一一、一〇、一八帝農發一七一號通牒)

(問) 總代ノ補缺選舉ヲ行フ場合選舉人名簿ノ如キ更ラニ選舉期日前六十日ノ現在ニ依リ調製ヲ要スルモノノ如シ果シテ然リヤ他ニ便法ナキカ

(答) 模範會則ニ於テ總代ノ缺員三分ノ一迄ハ補缺選舉ヲ行ハサルモ差支ヘナキコトナリ居レハ若シ補缺選舉ヲ行フ場合ニハ正式ノモノトスルヲ可トス (大正一一、二、二七帝農發二六七通牒)

(問) 祖父及父母共ニ死亡シタルモ各別ニ土地ヲ所有シ又家督相續者タル現戶主モ土地ヲ所有ス如斯場合ニハ祖

父及父トモ各別ニ會員名簿ニ登録シ地租及會員割ヲ負擔セシメ相續者ヨリ徵收シ且ツ相續者ニ於テ總代選舉權三票行使シテ差支ナキヤ

(答) 死亡者ハ會員ニ非ス同時ニ會員割ヲ徵收シ得ス從テ選舉權ナシ然レトモ其ノ死亡者ノ所有ニ係ル土地ノ地租割ハ相續人之ヲ負擔スルモノトス

(問) 施行規則第二十條ニ依ル同一ノ土地ヲ共有スルニ因リテノミ會員タル資格ヲ有スルモノヨリ一人ノ選舉人ヲ出スニ付左ノ場合ハ誰ヲ出スヘキヤ

イ、甲乙丙丁ノ四人ニテ同一ノ土地ヲ共有シ甲乙ハ共有地ノ外ニ土地ヲ有シテ會員タル資格アリ從テ選舉人ノ資格アルモ丙丁ハ同一ノ土地ヲ共有スルニヨリテノミ會員タル資格アル場合誰ヲ選舉人トスヘキヤ
ロ、若シ甲乙ノ何レカヲ出スモノトセハ選舉權二個トナルモ差支ナキヤ
ハ、若シ又丙丁ノ何レカヲ出ストセハ他ノ一人ニ對シ會員割ヲ徵收シ得ルヤ

(答) イ、丙丁ノ内ヨリ選舉人ヲ定ムルコト
ロ、甲又ハ乙ヲシテ選舉權ヲ行使セシムル場合ナシ
ハ、丙丁ハ選舉權アルト否トヲ問ハス會員割ヲ徵收シテ可ナリ

(大正一一、二、三、六帝農發三二二通牒)

(七) 會費ニ關スル件

處分例

(問) 會員ノ資格要件タル土地ノ地租割ヲ課スルニ際シ田畑トニ於テ著シク地價ニ高低アリ且畑ニ栽培セラレ

ル特種作物ノ収益ハ田ノ作物ニ比シ甚シク多キモノアリ此ノ場合地租割ヲ一率ニ賦課スルハ公平ヲ缺クノ嫌アルヲ以テ田畑及原野ニ對シ各異率ニ課スルヲ得ルモノナリヤ又ハ地方官ニ於テ特別賦課方法トシテ認可シテ差支ナキモノナリヤ

(答) 特種ノ事由アル場合ニ於テハ田畑トニ付地租割賦課率ヲ異ナラシムルヲ得ルモ此ノ場合ニ於テハ地方官ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス (大正一二、三、二九省議決定)

(問) 施行規則第二十條第一項但書ノ精神ハ之ヲ同第二十六條第一項第一號ノ會員割ニ類推適用シテ差支ナキヤ

(答) 會員割ハ會員タル者ニ對シテ平等ニ賦課スルモノトス而シテ農會法施行規則第二十條第一項但書ニ規定スル共有者ト雖等シク會員タルコトヲ失ハサルヲ以テ總代選舉手續ノ特別ニ關スル同規定ノ精神ハ之ヲ會員割ノ場合ニ類推シ得サルモノトス (大正一一、一二、二三省議決定)

取扱實例

(問) 地租割ニ果進賦課ヲ認ムルヤ否ヤ

(答) 果進賦課ハ認め難シ

(問) 宅地ノミヲ所有スル者ハ農會員タル資格ナシトセハ宅地ヲ農業ニ使用シツツアルモ宅地ニ對スル地租割ヲ賦課スルコト能ハサルニ非サルカ

(答) 宅地カ假令農業ニ使用サレツツアルモ地租割ヲ賦課スルコト能ハス

(問) 地價カ現在ノ収益ニ比較シ著シク不均等ニシテ爲ニ地租割賦課スルトキハ著シク不公平ヲ來スカ如キモノニ在リテハ施行規則第二十六條第三項ノ所謂「特別ノ事由」ト認メ反別割ヲ標準トシテ賦課スルコトヲ認可致

シ可然哉

(答) 施行規則第二十六條第三項ニ於ケル「特別ノ事由アル場合」ノ解釋ハ貴見ノ通反別割ナル新項目ノ設定ニ依リ賦課セシムルコトヲ認可スルハ何等差支ナシ

(問) 地租割ヲ賦課スルニ當リ地租一錢ヲ納付スル者ニ例ヘハ地租一圓ニ付二十錢トスレハ一錢ノ納付者ニハ二厘ヲ賦課セサルヘカラス錢位以下切捨テテ可ナルヤ

(答) 地租割賦課額ノ錢位未滿ハ之ヲ切捨テテ妨ケナシ

(問) 地租條件ニ依ル新開地免租地有リテ其ノ土地ノ収益、小作料等有租地ト殆ント異ナラス此土地ニ對シテハ農會法施行規則第二十六條第三項ニ依リ特別ノ事由アルモノト認メ地租割ノ例ニ準シタル範圍内ニ於テ反別割ヲ賦課スルコトヲ認メムトス差支ナキヤ

(答) 農會法施行規則第二十六條ノ特別ノ事由ト見テ差支ナシ

(問) 縣郡農會カ經費ヲ分賦セムトスル場合ハ農會法施行規則第二十六條ノ賦課方法ヲ基準トセサルヘカラサルカ或ハ之ニ據テ分賦スルモ差支ナキヤ

(答) 縣郡農會經費分賦方法ニ付農會法施行規則第二十六條ニ依ル必要ナク同條ハ市農會及町村農會ノミニ適用スヘキ規定ナリ

(問) 町村農會ハ從來町村費補助ヲ以テ其ノ收入ノ全部トナセルモノ尠カラス此等ノ農會ニ對シテハ從來通り會員ヨリ全然會費ヲ徵收セスシテ全部町村費ノ補助ヲ以テ農會ノ經費ト爲スハ農會法第三十條第一項ノ許ス所ナリヤ

(答) 市町村農會カ他ニ確實ナル財源ヲ有スル爲新農會法第三十條ニ依ル會費ヲ徵收セサルモ何等差支ナシトス

(問) 會員割ヲ限度ヨリ減シ地租割ヲ限度以上ニ賦課スルモノハ特別ノ事由ト認メテ可ナルヤ

(答) 農會法施行規則第三十六條第三項ニ依ル特別ノ事由ト認メラル

(問) 會員名簿作製ノ場合土地共有ニ依ル會員ハ其持分毎ニ各個ノ氏名ヲ登錄シ各人毎ニ會員割、地租割ヲ賦課スルモノナリヤ

(答) 會員名簿ノ記載及會員割ノ賦課ニ付テハ貴見ノ通ナルモ地租割ハ其ノ共有地ニ關スル地租ヲ賦課セラルル者ニ賦課スヘシ

(問) 會員名簿ニ地租金額ヲ記入スルニ方リ何某外何名ノ共有地アルトキ各人別ニ地租額記入困難ナル場合アリ如何ニスルヤ

(答) 各人毎ニ地租金額ヲ記入スルコト困難ナル場合ニ於テハ其ノ共有地ニ關スル地租割ヲ賦課スヘキ者ノ「地租金額其ノ他經費賦課ノ基礎ト爲ルヘキ事項」ノ行ニ之ヲ記入スヘシ

(問) 養蠶ノミニヨル會員中掃立枚數カ春蠶期ニ於テ法定ノ枚數ニ達セサル者ハ其ノ年内ニ於テ順次ノ掃立ヲ終リ資格ヲ決定スルモノト解セラルル而シテ會費ヲ年二回ニ區分シ賦課スル(前期、後期ノ二回)町村農會ニ於テ前項ノ如ク最後ノ掃立ヲ合算シ漸ク資格決定ヲ爲シタル者ニ對シテハ後期分ノ會費ヲ徵收スルト同時ニ前期分ニ廻リ之カ追徵ヲ爲シテ差支ナキヤ

如此會員ハ毎年度前半年ニ於テハ毎ニ選舉其他會員トシテノ權利ヲ行使シ能ハサルカ如キ事實アリ不都合ナキヤ

(答) 後期ニ至リテ始メテ會員タル資格ヲ得タル者ニ對シテハ前期分ノ會費ハ廻リテ之ヲ追徵スルコトヲ得サルモ前期中ニ既ニ會員ト爲レル者ニ對シテハ之ヲ追徵スヘキモノトス

如此會員カ資格ヲ獲得セサリシ以前ニ選舉其ノ他會員トシテノ權利ヲ行使シ得サルハ已ムヲ得サル所トス

(問) 會費ノ賦課ヲ受ケタル會員死亡ノ場合地租割ハ法定相續人ニ於テ納付スルハ勿論ナルモ會員割ヲモ法定相續人ニ於テ納付ノ義務アリヤ但シ此ノ場合ニ於テ相續人ハ自己トシテノ會員割ノ賦課ヲ受ケ居ルモノト假定ス

(答) 會員死亡シタルトキハ相續人ハ死者ノ債務即チ生前賦課セラレタル會員割及地租割ヲ繼承スルモノナルニ依リ相續人ニ於テ之ヲ納付スヘキモノトス

(問) 會員名簿様式中「地租納額ニ關スル事項」欄ハ地租割ノ賦課ヲ爲ササル町村農會アリトセハ之カ記入ヲ省略シテ差支ナキカ

(答) 省略シテ差支ナシ

(問) 農會ニ於テ他ノ組合ノ經費ヲ農會ノ經費トシテ賦課徵收シ之ヲ補助ノ形式ヲ以テ其ノ組合ニ交付スルハ差支ナキヤ

(答) 他ノ組合ノ經費ヲ一旦農會費トシテ徵收シ更ニ之ニ補助スルカ如キハ妥當ナラス

(問) 一家族内ニ會員資格者數人アル場合ニ之ニ對シ各別ニ會員割ヲ賦課スルハ不公平ヲ生スルヲ以テ會員割ヲ徵收セサラムトス施行規則第二十六條ニ依リ差支ナキヤ

(答) 右ノ如キ事情在ル場合ニ會員割ヲ賦課セサルコトハ總會ノ決議アレハ可ナリ

(問) 共有地ニハ共有者ノ員數ヲ問ハス總代選舉權ハ一票ナリ然ルニ會費ハ各員ニ課スル事トナリ義務ノミ正當

ニシテ權利享有ノ點少ナキハ立法ニ當リ如何ナル精神ニ依ルモノナリヤ

(答) 共有者ニ對スル權利ヲ拘束シタルニ非ス總會ニ於ケル會員タル權利ハ當然之ヲ行使シ得ヘシ只總代會ヲ設ケル農會ニ在リテハ總代選舉ノ權利ヲ拘束シタルノミニシテ若シ何等ノ拘束ナキトキハ選舉ニ當リ動モスレハ弊害ヲ醸成スルノ虞アリ故ニ選舉ニ付テノミ之ヲ限定シタルニ過キス

(問) 共有地ニ對スル會員割ハ各自ニ賦課シ得ル由ナルモ茲ニ甲、乙、丙ノ會員アリ更ニ甲、乙、丙ニテ地ニ共有地ヲ區域内ニ有スル場合會員割ハ幾重ニモ賦課スルコトトナリ不公平ナルカ故ニ共有地ニ對スル會員割ハ賦課セサル事ニ取扱ヒテ差支ナキヤ

(答) 會員割ハ會員ノ資格如何ニ拘ラス會員一人毎ニ一人分ヲ限リ賦課スヘキモノナリ故ニ甲、乙、丙三人カ數ケ所ノ土地ヲ共有スルニ依リテ會員タル資格アル場合ニ於テモ會員割ハ甲、乙、丙各別ニ一人分ヲ課シ得ルニ止マリ共有地カ數ケ所ニ亘ルノ故ヲ以テ一人ニ對シ重複シテ二人分ヲ賦課シ得ルモノニ非ス

(問) 同一家族ニシテ法第十一條ニ依リ數人ノ會員アル場合會費徵收令書ハ地租ノ場合之ヲ含マシメテ賦課シ會員割モ一戸會員ト見做シ賦課スルハ法ノ精神ニハ無之様ナルモ總會ニ於テ右ノ如キ決議ヲ爲シタル場合ハ違法ナリヤ否ヤ

(答) 同一家族中數人ノ會員アリ此ノ場合ニ會費ノ徵收ハ一纏メニシテ之ヲ爲スモ可ナリト雖其ノ賦課ハ必ス各會員毎ニ之ヲ爲スヘキモノトス從テ御來示ノ如ク一戸一會員ト看做シ賦課セムトスル總代ノ決議ハ違法ナリ相當處分ノ要アリ

(問) 同一家族中數人ノ會員タル者アリ地租割ハ徵收スルモ會員割ハ免除シ度シ差支ナキヤ

(答) 會員中或ル者ニ對シ會員割ヲ免除スルコトハ認メ難シ

(問) 同一ノ家族中數人ノ會員アリテ此ノ場合數人カ各會員ナリトセハ會員割ニ於テ不公平生スルヲ以テ戶數割ヲ徵收セムトス差支ナキヤ

(答) 會員割ハ會員ノ權利ニ伴フ負擔ナレハ何等不公平ナク從ツテ戶數割ヲ起ス必要ナシ

(問) 町村農會ノ會員所有ノ田畑ヲ宅地其他ノ使用ニ供シ變換ノ手續ヲ怠リ居リシモノニシテ會費ノ徵收ヲ拒ムモノアル時ハ既ニ其土地ノ實質ニ於テ會員ノ資格ヲ喪失シ居ルモノナルニ依リ請求ノ途ナキモノト解ス如何

(答) 施行規則第二十六條第一項ニ所謂會員ノ資格要件タル土地ハ地目ニ依テ之ヲ定ムヘキモノナルヲ以テ現ニ之カ耕作ヲ營ムト否トニ關セサルモノトス從テ如此土地ニ付テハ之ヲ宅地其他ノ使用ニ供スルノ故ヲ以テ又ハ未ダ地目變換ノ手續ヲ爲ササルノ故ヲ以テ會費ノ徵收ヲ拒ムコトヲ得サルモノトス

(問) 宅地ヲ耕作シ田ニ變換ノ手續ヲ怠リシモノハ實質ニ於テ會員ノ資格ヲ生シ居ルニモ不拘第三十條ノ經費分賦ニ關シ宅地租ヲ標準トシテ賦課スルヲ不得ハ如何

(答) 此ノ場合ニ在リテモ施行規則第二十六條第一項ニ所謂會員ノ資格要件タル土地ハ地目ニ依テ之ヲ定ムヘキモノナルヲ以テ宅地租ヲ標準トシテ地租割ヲ賦課スルコトヲ得サルモノトス但シ農業ヲ營ムモノナレハ當然會員割ハ之ヲ徵收スルコトヲ得ヘシ

(問) 町村農會ニ於テ「作道並用惡水路修繕」ノ事業ヲ行フ爲夫役ヲ賦課セムトスル農會アリ然レトモ農會法施行規則第二十六條同第二十七條ニ於テハ夫役ニ關シ何等ノ規定ナキヲ以テ本賦課ハ爲シ能ハサルモノト解スルヲ至當トナサスヤ若シ賦課ヲ爲シ得ルモノトセハ會則ニ其ノ旨規定ノ要アリヤ

(答) 農會法及同施行規則ハ農會ノ經費ハ金錢ヲ以テ賦課スルヲ原則トシ例外トシテ物件ヲ以テ之ヲ代フルコトヲ得ル旨ヲ規定スルニ止マル故ニ夫役ヲ課スルハ法令ノ認メサル所トス

(問) 土地所有者ノ家カ絶家シタル場合其ノ土地ニ對スル負擔ハ管理者ヲシテナサシムルモ差支ナシト信ス果シテ如何

(答) 土地所有者ノ家カ絶家シタルトキハ其ノ土地ハ國庫ニ歸屬スルヲ以テ此ノ場合ニ於テハ農會員タル者ナキニ至リ何人ニ對シテモ會費ヲ賦課シ得サルモノトス

帝國農會回答

(問) 免租地ニ對シテ農會ハ地租割ヲ賦課シ得ルヤ

(答) 賦課スルモ法律上何等差支ナシ然レトモ條理不穩當ナルヘシ(大正一一、一〇・二五帝農發一七二通牒)

註「免租地ト云フハ單ニ地租ヲ納入スル行爲ヲ免除セラレタルモノニシテ法定地價ハ依然トシテ現存ス從ツテ地租ハ存在スルモノナリ之レニ對スル地租割ヲ賦課スルハ何等法規ニ抵觸セスト解セラル然レトモ因作水害其他ニヨリテ土地ニ對スル負擔ヲ納入スルコトヲ免除セラレタルモノニ農會カ會費トシテ地租割ヲ賦課スルハ稍穩當ヲ缺クカ如キヲ以テ斯カル場合ハ他ニ其ノ賦課方法ヲ求メ之レニ依ルカ至當ナラム)

(問) 改正農會法施行規則第二十六條ニ於ケル農會經費賦課方法及金額制限ハ本縣下ニ於ケル町村農會從來ノ賦課方法ト著シク懸隔有之若シ此方法制限ヲ守ラサル可カラストセハ町村農會總會ニ於ケル豫算決議ハ甚敷困難ニ附ルヘキニヨリ之レニ對シ十分緩和ノ方法ヲ其ノ筋ニ於テ御採納相成度トハ先般來縣下各郡ニ於テ開催シタル町村農會長集會ニ於テ一齊ニ唱ヘラレタル希望ニ有之候尤モ同條第三項ニ特別ノ事由アル場合云々ト

有之是ニヨリテ緩和ノ途ハ開カレタル義ニ候得共特別ノ事由ナル文字ノ解釋如何ニヨリテ其ノ影響スルトコロ鈔カラサル次第ニ御座候例ヘハ

一、會員割三十錢地租割百分ノ三十迄徵收シテ尙經費ニ不足アル場合ニ地租割ヲ百分ノ四十又ハ五十迄許スモ會員割ヲ制限額以内ニ止ムルカ又ハ全ク徵收セシテ地租割ノ制限外徵收ハ特別ノ事由ト認メス隨テ許可スルノ限りニアラス

二、地租割以外ニ地價割ヲ設定セムトスル場合ニ地租割モ地價割モ土地ニ課スルモノナレハ例ヒ地價割ヲ制定スルモ其ノ額ハ兩者ヲ合シテ百分ノ三十以内ナラサル可カラズ即チ地租割、地價割ヲ合シテ地租納額百分ノ三十ヲ超過スル場合ハ會員割ハ(一)ト同一ノ理由ニヨリテ三十錢ノ極度迄徵收セサル可カラズ本縣ニアリテハ舊來ヨリ地租割ノミニヨラス反別割ト併セ行フノ習慣アリ又會員割ハ殆ント徵收セサルカ或ハ徵收スルモ其ノ額極メテ僅少ナルモノナリ地價制定ノ當時ト今日トハ土地ノ實價ニ於テ甚シク變化ヲ來シ以テ薄薄ナリシモノモ今日ハ沃田トナリ居ルモノ鈔カラス如地ハ概シテ地價低キモ近時桑園或ハ蔬菜栽培ニ利用セラルルモノ甚タ多ク是等ノ收益ハ水田ヨリモ遙カニ上ニアリ且ツ其ノ生産物ニ就テ農會ノ手數ヲ煩ハス事決シテ水田ノ比ニアラス故ニ會費ハ地租割ト反別割ト併セ課スル事カ本縣ノ實情トシテハ最モ公平ニ近キモノニ有之候

會員割ノ如キモ不均一ヲ認メスシテ會員平等ニ負擔セシムルハ其間甚シキ不公平ヲ來ス事ニ候理由ハ一、本縣ハ三方海ヲ繞ラシ半農、半漁ノ村多ク而カモ漁業専門者ト雖トモ一畝歩ノ畑地ヲ所有スルモノ鈔カラス此等ヲ悉ク會員トシテ會費ヲ徵收スル事セハ彼等ハ直チニ農會解散ノ決議ヲ爲スヘキ意アリ

一、一家内ニ家族ノ名義ニテ土地ヲ所有スルモノ亦甚タ多シ而モ其ノ所有反別ハ一反歩以内ニ過キス今一家數人ノ土地所有者アリ其ノ反別ハ總計數反歩ニ滿タサル場合ニモ會員割ハ一人前三十錢トシ一圓以上ヲ納メサル可カラス一方、一人ニテ一町歩以上ノ土地ヲ所有スルモノアリテ此ノ家族内ニテハ別ニ土地所有者ナシトスルト前者ハ後者ノ半額ニ過キサル土地ヲ所有スル許リナルニ農會費ノ負擔ハ後者ヨリモ多額ニ上ル場合アリ

一、町村ニ於ケル戸數割ノ最下級八十錢位ノモノ多シ其ノ十錢サヘモ町村會ニ於テ免除スルモノアリ然ルニ農會ハ此等ノ者ヨリ會員割ヲ三十錢徵收スルコトトナルヘシ

一、近時選舉權ヲ得ル爲メニ僅カノ土地ヲ數十人甚シキハ百名以上ニテ共有スル例甚タ多シ是等ニ對シテモ一々會員割ヲ取ルハ公平ヲ失スルモノノ如シ

一、從來町村農會ノ總會ニ於テ相當ノ會員割ヲ徵收セムト提案セシモノ何レモ多數ノ反對ニ逢フテ其ノ目的ヲ達シ得サリシ實例アリ

要スルニ會員割及地租割ヲ法ノ許ス極度迄徵收シタル上ニアラサレハ地租割ノ増額又ハ反別割ノ賦課ヲ許サレサルコトトナルトキハ中以下ノ農業者ノ大多數ハ會員割ノ不當ヲ唱へ、町村農會ノ經營上多大ノ支障ヲ來ス事ト相成儀ニ候

(農商務局長ヨリノ回答)

(答) 一、農會法施行規則第二十六條第三項ニ所謂特別ノ事由アル場合トハ現在經費ノ賦課力既ニ同條第一項ノ制限ヲ起ユル場合賦課標準タル地租額ノ僅少ナル爲メ經費ヲ得難キ場合事業費膨脹シ又ハ上掲農會費増額セル

爲メ所要經費ノ増加スル場合又ハ養蠶、養畜ノ盛ナル地方ニ於テ之レヲ標準トシテ賦課スル必要アル場合ノ如ク同條第一項ノ制限ヲ遵守スルコトカ農會ノ爲メ不適當ナル場合ヲ謂フ同條ハ上述ノ如キ事由アル場合ニ於テハ必スシモ第一項ノ賦課標準若クハ金額制限ニ依ルコトヲ要セサル趣旨ニシテ會員割及地租割ヲ第一項ノ制限ノ極度迄徵收シタル後ニアラサレハ制限外ノ賦課ヲ爲シ若クハ特別ノ賦課標準ヲ設ケ得サル趣旨ニアラス從テ

1「會員割ヲ制限額以内ニ止ムルカ又ハ全ク徵收セシテ地租割ノ制限外徵收」ヲ爲スカ如キハ上述ノ如キ特別ノ事由アリト認メラルル場合ニ於テ之ヲ爲シ得ヘク又

2 地租割ト地價割トハ共ニ齊シク土地ニ課スルモノナルモ別個ノモノニシテ地價割ト地租割トヲ併用スル場合アリト雖モ兩者ヲ合計シタルモノハ地租割ノ制限百分ノ三十二拘束セラルヘキモノニ非ス又素ヨリ

3 地租割ト地價割トヲ合計シタルモノカ地租納額ノ百分ノ三十ヲ超ユル場合ニ於テモ會員割ハ必スシモ其ノ制限ノ極度迄徵收セサル可カラサルモノニ非ス

二、從來地租割ノ外ニ段別割ヲ設クル慣例アリ又段別割ヲ併用スルコトカ能ク地租割ノ不公平ヲ緩和シ得ル場合ニ於テハ特別ノ事由アルモノト認メ得ヘク從テ段別割ナル賦課標準ヲ設クルコトヲ得ヘシ

三、會員割ナルモノハ均一賦課ヲ目的トスルモノナルヲ以テ其ノ賦課ヲ不平等ナラシムルハ認メ難キ所トス山口縣農會力不均一賦課ヲ必要トスル場合トシテ掲クルモノモ其ノ理由ニ乏シ

1 半農、半漁ノ村ニ於テ小面積ノ土地ヲ耕作スルニ依リ會員タル資格ヲ有スル者ノ如キハ寧ロ之ヲ會員ヨリ除外スルヲ適當トスルモノナルカ是等ノモノト雖モ之ヲ會員ト爲ス以上會員割ノ賦課ハ他ト平等ナルヘキ

モノトス

2 一家内ノ家族數人各土地所有者ナル場合ニ於テハ各人會員タルヲ以テ各自會員タル權利ヲ行使シ得ヘク從ツテ會員割ノ負擔モ各人之ヲ爲スヲ當然トス

3 戶數割ノ納額僅少ナル者若クハ戶數割ノ免除ヲ受ケタルモノト雖モ會員割ノ免除ハ法ノ規定ナキヲ以テ認メ難シ

4 土地共有者ハ唯總代選舉權カ制限セラルルニ過キスシテ其ノ以外ニ於テハ各自會員タル權利ヲ行使スルコトヲ得ルモノナレハ會員割ノ負擔モ各人之ヲ爲スヲ當然トス

5 會員割ノ賦課ハ總會ノ決議ヲ以テ之ヲ廢止シ得ルモノナレハ(農會法施行規則第二十六條第一項但書)總會ノ意思カ平等賦課ヲ目的トスル會員割ヲ欲セサル場合ニ於テハ之ヲ廢止シテ可ナルモ其ノ不平等賦課ハ會員割ノ性質上認メ難シ
(大正一二、一、二九帝農發二五七通牒)

(問) 會員死亡スルモ土地家帳ノ名前替ヲ爲ササル間ハ其ノ土地ニ對シテハ地租割ヲ賦課スル故會員名簿ヨリ除クヲ得ス此ノ場合地租割ハ相續人ヨリ徵收シ得ラルルモ會員割ハ相續人ヨリ徵收シ得サルト思フ如何

(答) 會員死亡シタルトキハ農會ニ於テ其ノ事實ヲ知リタル時ニ(届出ノ有無ヲ問ハス)會員名簿ヲ訂正スヘク而シテ死亡者ニ對シテハ會費ヲ賦課シ得ス生前賦課シタル會費ヲ其ノ死者ノ相續人ヨリ徵收シ得ルハ夫レカ既ニ發生シタル債權ナルニ依ル、相續人ニ對シテ相續開始後死者ノ負擔スヘキ會費ヲ賦課シ得サルハ當然ナリ
(大正一二、二、七帝農發二六七通牒)

(問) 地租割賦課ニ關シ原野ニシテ農業ニ利用セサル土地ニ付テハ地租割ヲ賦課スルコトヲ得サルハ農會法施行

規則第二十六條中ニ記載セラルルモ宅地ハ農業ニ密接ノ關係アル土地ナレハ宅地租ハ地租割賦課ノ標準トシテ差支ナキ様思料セラルルモ同條中ニ會員ノ資格要件タル土地ノ地租割ト云フ意味トセハ宅地租ハ其ノ課稅標準トナスヲ得サルヘク解釋セラルル何レカ正當ナルヤ

(答) 農會法施行規則第二十六條ニ所謂「會員ノ資格要件タル土地」トハ農會法第十一條ニ於テ耕地牧場又ハ原野ヲ所有スルコトヲ以テ會員タル資格要件ト爲シタル規定ニ對應シ此等耕地牧場又ハ原野ヲ指スモノトス而シテ此等ノ土地ハ地目ニ依リテ定ムヘキコト前述ノ如クナルヲ以テ地租割ノ標準タル地租ハ宅地租ヲ含有セサルモノトス
(大正一二、三、六帝農發三二二通牒)

(八) 豫算ニ關スル件

取扱實例

(問) 農會豫算ノ款、項ノ流用ハ認メラレサルヤ

(答) 農會ノ豫算ハ款外流用ハ之ヲ一一總會ノ議決ヲ要シ從ツテ豫算變更ノ手續ヲ採ルコトヲ必要トス然レトモ同一款内ノ項ノ流用ハ會長ニ於テ之ヲ行フモ何等差支ナシ

(問) 告示セラレタル農會ノ收支豫算書様式中豫算説明ノ前年度豫算額欄ニ掲記スヘキ額ハ通常總會ニ於テ決議シタル最初ノ豫算額ヲ記載スヘキヤ又ハ其後追加更正シタル額ヲ記載スヘキヤ

(答) 前年度豫算額欄ニ掲記スヘキ額ハ追加更正シタル最近ノ豫算ヲ記載スヘキモノトス

(九) 會員ノ代理人ニ關スル件

處分例

(問) 町村農會會則中ニ施行規則第二條ニ依ル代理人ヲ設ケタル場合一人ニシテ數人ノ代理人タルコトヲ得ルヤ
(答) 農會法施行規則第二條ノ代理人ハ一人ニテ數人ノ代理人タルコトヲ得

(大正一二、五、五省議決定農務局長回答)

帝國農會回答

(問) 施行規則第二條ノ代理人ヲ會則中ニ規定スル場合ニ必ス代理人ヲ設ケルヤウ規定セムトス

(答) 右ハ農會自體ノ取扱上ヨリセハ可ナラム然レ共會員ヨリスレハ其意思ヲ拘束スルモノナリ即チ其會員地區外ト雖モ極メテ近距離ニシテ代理ノ必要ナキハ勿論遠方ト雖トモ自ラ其農會ニ對シ意思ヲ表示スルヲ希望スルカ如キ場合アリ甚シキハ其ノ地區内ニ代理人ヲ設ケルコト能ハサル場合ナキニアラスト信ス故ニ會員ノ任意事項トスルハ穩當ナリ

(大正一二、一〇、一八帝農發一七一)

一 各級農會會則ニ關スル質疑應答

帝國農會回答

(問) 農會法令ニ規定セル事項ハ可成會則ニ掲ケサルヤウシテハ如何

(答) 其ノ主旨可ナリト雖モ會則ハ或程度迄其會ノ内容ヲ明示スルヲ要スルモノナリ而シテ簡潔ナラシムヘク法令ノ事項以外ヲ以テ會則ヲ規定セハ常ニ法令ヲ參照セサルヘカラサル煩雜ト不便トヲ豫想セラルヘシ故ニ準

則ハ上述ノ主旨ニ合致スヘク取捨考慮ノ上制定シタリ (大正一二、一〇、一八帝農發一七一通牒)

(問) 會則ハ之ヲ章ニ分チ閱覽上ノ便宜ヲ得ヘキモノナリ如何

(答) 右ノ如ク章ニ分類セハ閱覽上ノ便宜アルヘシ然レ共一條文ニシテ二章以上ニ亘リ分類ノ困難ナルモノアリ

(大正一二、一〇、一八帝農發一七一通牒)

シヲ以テ分類法ニヨラサリシナリ

(問) 現行會則外ノ諸規定類中新會則ニ差支ヘサルモノハ其ノ儘存置シ支障アルモノノミ改正スレハ宜シキヤ
(答) 然リ (大正一二、一〇、一八帝農發一七一通牒)

(問) 法令ニ總會ノ出席者ニ數ノ制限ナシ之ヲ會則ニ規定スルノ必要ナキカ (府縣郡農會會則ニ就テ)

(大正一二、一〇、二五帝農發第一七五通牒)

(問) 會長ノ職務權限中「會長ハ總會評議員會委員會等ヲ招集シ其ノ會議ヲ開閉ス」トノ規程ヲ加フル要ナキカ(府縣郡農會會則ニ就テ)

(大正一二、一〇、一八帝農發一七一通牒)

(問) 第二十一條(村農會會則第二十三條)ニ「會長必要ト認メタルトキハ官公吏又ハ學校職員等ニ對シ職員ヲ囑託シ又ハ總會ノ議決ヲ經テ臨時ニ必要ナル職員ヲ置クコトヲ得」ト附加規定シタル(府縣郡農會會則ニ就テ)

(答) 右ノ如ク規定セハ農會法施行規則第三十二條ニヨリ其農會ニ對シテ責任ヲ強制セラレ且退職、死亡、給與金若クハ恩給規定等ヲ制定シタル時ハ當然該囑託員迄之ニ及ホスヲ要スル如ク解釋セサルヲ得ス而シテ一面

會長ハ會務ノ執行權ヲ有スルモノナレハ別ニ會則ニ規定セサルモ又總會ノ決議ヲ經サルモ會長ノ權限ニ於テ設置シ得ラルルモノト解ス

(問) 第二十三條(村農會會則第二十五條)ニ旅費ノ支給ニ關スル事項モ示シ置ク必要ナキヤ (府縣郡農會會則ニ就テ)

(答) 示シ置クモ差支ナシ然レ共元來旅費ハ實費ヲ辨償スルト云フ意味ニ於テ會則ニ明示セサルモ當然支給スヘキ性質ノモノナリ又憲法第十條ノ書方ヲ用ヒタリ

(問) 第三十七條ヲ削除シテハ如何 (府縣郡農會會則ニ就テ)

(答) 農會法第三十三條ニヨリ會則ニ規定セサレハ會員タル農會ニ其ノ義務ノ履行ヲ強制スルコトヲ得ス故ニ連絡上必要ナリト解釋ス

(問) 第三十五條(村農會會則第三十五條)總會ノ決議事項中「輕微ナルモノ」ヲ削除スルヲ可トス

(答) 其ノ必要ヲ認メス之ヲ規定シ置カサレハ將來運用上不便多カルヘシ

(問) 第二十九條ノ九「訴願訴訟ニ關スル事項」ヲ削除致シタシ(市町村農會會則ニ就テ)

(答) 削除スルノ理由ヲ認メス勅令ニ依リ訴願訴訟ヲナスノ權利ヲ與ヘタルヲ以テ會則ニ之ヲ規定スルハ法ノ權限ヲ縮小スルトノ說ハ當ラス

(問) 第三十一條ノ第四項「會長ハ直チニ其ノ決定ヲナスヘシ」ヲ評議員會ニテ決定ナスヤウ訂正スヘシ(市町村農會會則ニ就テ)

(答) 訂正ノ要ナシ何トナレハ農會法施行規則第二十一條ニヨリ總代ノ選舉ニ關スル事務ハ會長之ヲ管理スルモノナレハナリ

(問) 總代ノ選舉ニ關スル規程ハ冗繁ニ堪エス如何 (市町村農會會則ニ就テ)

(答) 農會ハ從來ノソレトハ面目改マリ新ニ會費ノ強制徴收モ行フモノナレハ準則ノ如キ手續ヲ履行スルハ穩當ナラスヤ

(問) 第三十七條第三項「被選舉人ノ何人タルカヲ確認シ難キモノ」ハ冗文ト思ハル若シ本項ヲ必要ナリトスレハ「白紙」「死亡者ノ氏名ヲ記載シタルモノ」云云ト明示スルヲ要ス (市町村農會會則ニ就テ)

(答) 然ラス

(問) 第四十一條第三項「評議員ノ意見ヲ徵シ」ヲ削除スルヲ可トス (市町村農會會則ニ就テ)

(答) 農會法第三十條第三項ノ手續ヲナス場合別ニ評議員ノ意見ヲ徵スルノ要アルコトヲ規定セサルモ條理上少クモ評議員ノ意見ヲ徵スルヲ妥當ナリト信ス

(問) 農會會則ニ豫算款内ノ流用ヲ會長又ハ評議員ニ許スト云フ明文ナキハ款内ノ流用ト雖モ一一總會ニハカラネハ出來サルヤ

(答) 農會ノ豫算ハ款外ノ流用ハ之ヲ一一總會議決ヲ必要トスルモ同一款内ノ項ノ流用ハ會長ニ於テ之ヲ行フモ何等差支ナシ

各級農會會則ニ關スル帝國農會ノ通牒

- 一、大正十二年三月三十一日ヲ以テ任期滿了セサル役員及議員豫備議員ノ任期ハ此ノ際是非該期日ニテ滿了スル様會則ヲ變更セラレタシ其方法ハ現行農會令第九條及第十一條末項ニヨリ現行會則中ニ規定セラレタル役員及豫備議員ノ任期ノ條項ヘ「但シ大正十一年十二月三十一日現在ノ役員(議員)ニ限リ其ノ任期ハ大正十二年三月三十一日迄トス」ト附加シタル變更ヲ總會ニ於テ決議シ行政官廳ノ認可ヲ受クルナリ尙十二年一月一日ヨリ施行スル會則ニ於テ之カ任期ヲ一定スヘク伸縮スルハ改正法令ニ抵觸スルヲ以テ是非年內ニ右ニ御配慮相成度候
- 二、大正十二年一月一日ヨリ總代選舉ノ準備ニ着手セハ凡ソ三月上旬ニ之レカ實施ヲ見ルヘク而シテ此ノ選舉セラレタル總代ハ四月一日ヨリ事業年度ニ從ヒ尙フ四ヶ年間ノ任期アルモノナレハ三月三十一日迄ハ未ダ總代會ヲ開ク能ハス爲メニ役員及上級農會ノ議員、豫備議員ノ選舉ハ行ハレ難シ故ニ若シ三月中ト雖モ總代ノ權能ヲシテ有効ナラシメムニハ市町村農會準則第四十七條ニ但書トシテ「第一回ノ總代ノ任期ハ大正十六年三月三十一日迄トス」ト附加規定セラレハ差支ナシ而シテ尙一月一日ヨリ總代ヲ選舉スル迄事實上其農會ノ意思表示機關ナシ故ニ市町村農會會則ノ附則ニ「第一回總代選舉ヲ終ル迄ハ從來ノ會則ニ依ル總代會ニ代ルコト」ト規定セラレタシ
- 三、總代選舉人名簿ニ會員名簿ヲ充當セラルルモ差支ナシ
- 四、道府縣郡農會ニシテ帝國農會ニ於テ規定シタル農會職員退職死亡給與金規程ニ加入セララルトヤハ會則

- ニ左ノ如ク規定セラレタシ
- 「第二十四條職員退職又ハ死亡シタルトキハ退職給與金又ハ死亡給與金ヲ支給ス
 - 退職給與金及死亡給與金ニ關シテハ帝國農會ニ於テ規定シタル農會職員退職死亡給與規程ニ加入ス」
 - 五、市町村農會ノ總代ノ選舉並ニ各級農會ノ總會ハ凡ソ左記ニヨリ之ヲ實施セラレムコトヲ希望ス
 - 總代ノ選舉ハ選クモ四月上旬迄
 - 市町村農會總會又ハ總代會ハ四月中
 - 郡農會總會ハ五月中
 - 道府縣農會總會ハ六、七月中
- 凡ソ右ノ如クニシテ其ノ農會ノ役員並上級農會ノ議員豫備議員ヲ選出スルコト

以上 (大正一一、一一、二八帝農發二〇四通牒)

會 費 徵 收 票

年 度	會費總額	各分納額	期		期		期	
			領收月日	領收印	領收月日	領收印	領收月日	領收印
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	
何年度			年月日		年月日		年月日	

會員氏名	代理人氏名	會費 格	摘 要	課賦其他ノ其ノ租金額基礎 ノ租金額				
住所				住所	項目 何年度	地租金額	租金額	他ノ租金額
								<p>（會員名簿用紙）</p> <p>帝國農會參事内藤友明氏が農商省省告 示による形式を實用的に考察せられた るもの、参考までに之を掲載したり</p>

關係法文

一 農業倉庫業法

(大正六年七月二十日公布法律第十五號)

第一條 本法ニ於テ農業倉庫業者トハ農業ヲ營ム者カ其ノ生産シタル穀物若ハ繭チ、又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者カ小作料トシテ受ケタル穀物ヲ所有スル場合ニ於テ其ノ者ノ爲ニ本法ニ依リ之ヲ倉庫ニ保管スル者ヲ謂フ前項ニ規定スル寄託物ニ付所有權ノ移轉アリタルトキト雖モ農業倉庫業者ハ其ノ寄託物ノ保管期間内ニ限り之ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ他ノ農業倉庫業者カ前二項ノ規定ニ依リ寄託ヲ受ケタル物品ヲ保管スルコトヲ得

農業倉庫業者ハ前三項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り業務規程ノ定ムル所ニ依リ前三項ノ規定ニ依ラズ物品ノ保管ヲ爲スコトヲ得

第二條 農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ前條ノ事業ノ外左ノ事業ヲ爲スコトヲ得

- 一 受寄物ノ調製、改装又ハ荷造ヲ爲スコト
- 二 受寄物ノ運送又ハ販賣ノ仲立ヲ爲スコト
- 三 受寄物ノ運送又ハ販賣ノ取次ヲ爲スコト
- 四 自己ノ作成シタル農業倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

五 他ノ農業倉庫業者カ擔保トシテ受取リタル農業倉庫證券ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコト

第三條 農業倉庫業者ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事業ヲ爲スコトヲ得ス

第四條 産業組合、農會、農業ノ發達ヲ目的トスル公益法人並市町村及之ニ準スヘキモノニ非サレハ農業倉庫業者タルコトヲ得ス

第五條 産業組合カ農業倉庫業者タルトキハ産業組合法ニ規定スルモノノ外第一條及第二條ニ規定スル事業ヲ目的ト爲スコトヲ得

産業組合ハ組合員ノ爲ニ前項ノ事業ヲ爲スノ外附隨トシテ組合員ニ非サル者ノ爲ニ之ヲ爲スコトヲ得但シ第二條第四號及第五號ノ事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

農會又ハ公益法人カ農業倉庫業者タルトキハ第二條第四號及第五號ノ事業ヲ爲スコトヲ得ス

第六條 農業倉庫業者タラムトスル者ハ業務規程ヲ具シ行政官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第七條 農業倉庫業者ハ業務規程ノ定ムル所ニ依リ種類及品位ノ同一ナル寄託物ヲ混合シテ保管スルコトヲ得

第八條 農業倉庫業者ノ作成スル預證券及買入證券又ハ倉荷證券ニハ農業倉庫證券ナル文字ヲ記載スル事ヲ要ス農業倉庫業者ニ非サル者ノ作成スル預證券及買入證券又ハ倉荷證券ニハ農業倉庫證券ナル文字ヲ記載スルコトヲ得ス

第九條 混合保管ノ場合ニ於テハ農業倉庫業者ハ農業倉庫證券ニ其ノ旨ヲ記載スルコトヲ得

第十條 寄託物ノ保管期間ハ寄託ノ日ヨリ六月以内トス

第一條第一項又ハ第三項ニ規定スル寄託物ニ付テハ保管期間ヲ更新スルコトヲ得但シ寄託者ハ更新ノ際同條第

一項又ハ第三項ニ掲クル者タルコトヲ要シ其ノ期間ハ六月ヲ超ユルコトヲ得ス

第一條第四項ニ規定スル寄託物ニ付テハ同條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル保管ニ支障ナキ場合ニ限り保管期間ヲ更新スルコトヲ得其ノ期間ハ前項但書ニ同シ

第十一條 商法第三編第五章乃至第七章及第九章第二節ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

第十二條 商法第三百七十六條ノ規定ハ受寄物ノ調製、改装又ハ荷造ニ關シ農業倉庫業者ニ之ヲ準用ス

第十三條 農業倉庫業者業務規程ヲ變更セムトスルトキハ行政官廳ノ認可ヲ受ケヘシ

第十四條 農業倉庫業者ニハ所得税及營業税ヲ課セス

第十五條 行政官廳公益上必要ト認ムルトキハ農業倉庫業者ニ對シ其ノ指定スル穀物又ハ繭ノ寄託ヲ受ケ、受寄物ノ検査其他ノ行爲ヲ爲スヘキコトヲ命スルコトヲ得

第十六條 行政官廳ハ農業倉庫業者ニ對シ事業ニ關スル報告ヲ爲サシメ書類、帳簿又ハ業務執行若ハ財産ノ狀況ヲ検査シ其ノ他監督上必要ナル命令又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十七條 行政官廳農業倉庫業者ノ業務執行若ハ財産ノ狀況ニ依リ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ、農業倉庫業者ノ行爲カ法令若ハ業務規程ニ違反シタルトキ又ハ其ノ行爲カ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ事業ノ停止ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトヲ得

第十八條 農業倉庫業者タル法人ノ理事又ハ之ニ準スヘキ者本法又ハ本法ニ基キテ爲ス命令又ハ處分ニ違反シタルトキハ十圓以上千圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

二 農業倉庫業法施行規則 (大正六年八月十五日公布農商務省令第十五號) (大正九年六月八日公布農商務省令第六號)

第一條 農業倉庫業ノ認可申請書ニハ業務規程ノ外左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ添附スヘシ

一 申請ノ理由

二 倉庫ニ於テ取扱フヘキ物品ノ種類別數量ノ豫定

三 倉庫ノ所在地

四 倉庫ノ棟數、建坪、主要ナル構造又ハ工事及收容力並倉庫經營ニ要スル敷地ノ面積ニ關スル事項

五 倉庫及敷地ハ申請者ノ所有ニ係ルモノナリヤ否ヤノ別及所有ニ係ラサルモノニ付テハ其ノ使用ノ權利ニ關スル事項

六 倉庫ハ既設ノモノナリヤ否ヤノ別並新ニ建築、改装又ハ修繕ヲ爲スモノニ付テハ其ノ竣工ノ豫定期日及既設ノモノニ付テハ建築ノ時期

七 附屬ノ設備ニ關スル事項

八 貸付事業ヲ爲ス場合ニ於テハ貸付金額額ノ豫定及其ノ調達方法

九 起業費及一箇年ノ收支概算

- 十 申請者タル法人ニ於テ農業倉庫業開始ノ決定ヲ要スルモノニ在リテハ其ノ決定ヲ證スル書面
- 十一 公益法人ニ在リテハ定款又ハ寄附行爲及財産目錄
- 第十二條 業務規程ニハ左ノ事項ヲ規定スヘシ
 - 一 事業ノ種類及農業倉庫業法第一條第四項ノ規定ニ依ル保管ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨
 - 二 保管スヘキ物品ノ名稱
 - 三 農業倉庫業法第一條第四項ノ規定ニ依リ保管スヘキ物品ニ付保管ノ順位ヲ定メタルトキハ其ノ順位並同條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル保管上必要アルトキハ何時ニテモ同條第四項ノ規定ニ依ル保管物ノ出庫ヲ爲サシメ得ヘキ旨及其ノ出庫ノ順位
 - 四 保管ノ方法及保管上特殊ノ作業ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ作業
 - 五 保管料ニ關スル規定
 - 六 保管期間ニ關スル規定
 - 七 他ノ農業倉庫業者又ハ倉庫業者ニ受寄物ノ寄託ヲ爲スモノニ在リテハ其ノ旨及寄託スヘキ農業倉庫業者又ハ倉庫業者ノ名稱
 - 八 受寄物ノ入庫及出庫ニ關スル規定
 - 九 證券發行ニ關スル規定
 - 十 保險ニ關スル定アルモノニ付テハ之ニ關スル規定
 - 十一 避クヘカラサル事由ニ依ル減量ノ負擔ニ關スル規定

- 十二 受寄物ノ検査ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十三 農業倉庫業法第二條ノ規定ニ依ル事業ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十四 産業組合ニ於テ組合員ニ非サル者ノ爲ニ事業ヲ爲スモノニ在リテハ之ニ關スル規定
- 十五 剩餘金又ハ損失金ニ關スル規定
- 第十三條 混合保管ヲ爲スモノニ在リテハ前條ノ事項ノ外業務規程中ニ左ノ事項ヲ規定スヘシ
 - 一 混合保管ノ範圍
 - 二 受寄物ノ返還ニ關スル規定
 - 三 第三條ノ二 農業倉庫業者ニ非サレハ其ノ名稱中ニ農業倉庫ナル文字ヲ用フルコトヲ得ス
 - 四 第四條 農業倉庫業者ハ農業倉庫業法第一條第四項ノ規定ニ依リ保管スル物品ニ付テハ同條第一項乃至第三項ノ規定ニ依リ保管スル物品ト區別シテ整理シタル帳簿ヲ備付クヘシ
 - 五 第五條 農業倉庫業者倉庫ノ所在地、棟數、建坪又ハ收容力ヲ變更セムトスルトキハ地方長官ノ認可ヲ受クヘシ
 - 六 第六條 農業倉庫業者ハ事業年度終了後三月内ニ前年度ノ收支計算書及事業報告書ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
 - 七 第七條 農業倉庫業者事業施行ニ關スル規程ヲ設ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
 - 八 第八條 農業倉庫業者事業ヲ休止又ハ廢止シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ツヘシ
 - 九 第九條 農業倉庫業法第六條及第十三條ノ行政官廳ハ地方長官トシ同法第十五條及第十七條ノ行政官廳ハ農商務大臣及地方長官トス
- 農業倉庫業法第十六條ノ行政官廳ハ産業組合、町村農會、郡農會又ハ町村若ハ之ニ準スヘキモノカ農業倉庫業

者タル場合ニ於テハ農商務大臣、地方長官及郡長トシ其ノ他ノ場合ニ於テハ農商務大臣及地方長官トス

本則ハ農業倉庫業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第五條又ハ第九條第一項ノ規定ニ依リ公益法人ニ付地方長官ノ行フヘキ處分ハ當分ノ内農商務大臣之ヲ行フ

三 農業倉庫獎勵規則 (大正六年八月十五日公布農商務省令第十六號)

第一條 農商務大臣ハ農業倉庫獎勵ノ爲本則ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條 補助金ハ左ニ掲タル道廳府縣ノ補助金ニ對シ道廳府縣ニ之ヲ交付ス

一 農業倉庫業者農業倉庫ヲ建築、改築若ハ修繕シ又ハ買入レムトスル場合ニ於テ之ニ要スル費用ニ付道廳府縣ノ交付スル補助金

二 農業倉庫業者農業倉庫ヲ建築、改築若ハ修繕シ又ハ買入レムトスル場合ニ於テ之ニ要スル費用ニ付郡、市町村若ハ之ニ準スヘキモノ、農會又ハ地主會等ノ交付スル補助金ニ對シ道廳府縣ノ交付スル補助金

第三條 補助金ノ額ハ農業倉庫ノ建築、改築若ハ修繕又ハ買入ニ要スル費用ノ二割以内トシ且道廳府縣ノ負擔額ヲ超エザルモノトス

第四條 補助金ノ交付ヲ受ケムトスル道廳府縣ハ申請書ニ左ノ書類ヲ添附シ前年度二日末日迄ニ農商務大臣ニ之ヲ提出スヘシ但シ前年度ノ補助金交付申請書ニ添附シタルモノト變更ナキ規程ハ之ヲ添附スルヲ要セス

一 補助金豫算書及其ノ説明書

二 補助金交付ニ關スル規程

第五條 補助金ノ交付ヲ受ケル道廳府縣ニシテ前條ノ補助金豫算書又ハ規程ヲ變更セムトスルトキハ農商務大臣ノ認可ヲ受ケヘシ前條但書ノ規定ニ依リ添附セサリシ規程ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第六條 補助金ノ交付ヲ受ケル道廳府縣ハ當該年度ニ於ケル補助金ノ決算及交付ノ成績ヲ翌年度六月末日迄ニ農商務大臣ニ報告スヘシ第七條ノ規定ニ依ル義務ノ存スルトキ亦同シ

第七條 補助金ノ交付ヲ受ケル道廳府縣ニテ補助金豫算書ニ定メタル補助金ノ交付ヲ當該年度内ニ終了シ得サルトキハ年度後ニ於テ之ヲ繼續交付スルノ義務アルモノトス

第八條 道廳府縣第七條ノ規程ニ違反シタルトキ又ハ補助金交付ノ成績不良ナリト認ムルトキハ農商務大臣ハ補助金ノ全部又ハ一部ノ還付ヲ命スルコトヲ得

附 則

本則ハ農業倉庫業法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條中前年度二月末日トアルハ大正六年度ニ限り大正六年十一月末日トス

四 準 用 條 文

農業倉庫業法第十一條關係

第三編 商 行 爲

第五章 仲 立 營 業

第三百五條 仲立人トハ他人間ノ商行爲ノ媒介ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百六條 仲立人ハ其媒介シタル行爲ニ付キ當事者ノ爲ニ支拂其他ノ給付ヲ受クルコトヲ得ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此ノ限ニ在ラス

第三百七條 仲立人カ其媒介スル行爲ニ付キ見本ヲ受取リタルトキハ其行爲カ完了スルマテ之ヲ保管スルコトヲ要ス

第三百八條 當事者間ニ於テ行爲カ成立シタルトキハ仲立人ハ遲滞ナク各當事者ノ氏名又ハ商號、行爲ノ年月日及ヒ其要領ヲ記載シタル書面ヲ作り署名ノ後之ヲ各當事者ニ交付スルコトヲ要ス

當事者カ直チニ履行ヲ爲スヘキ場合ヲ除ク外仲立人ハ各當事者ヲシテ前項ノ書面ニ署名セシメタル後之ヲ其相手方ニ交付スルコトヲ要ス

前二項ノ場合ニ於テ當事者ノ一方カ書面ヲ受領セス又ハ之ニ署名セサルトキハ仲立人ハ遲滞ナク相手方ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

第三百九條 仲立人ハ其帳簿ニ前條第一項ニ掲ケタル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

當事者ハ何時ニテモ仲立人カ自己ノ爲メニ媒介シタル行爲ニ付キ其帳簿ノ謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三百十條 當事者カ氏名又ハ商號ヲ相手方ニ示ササルヘキ旨ヲ仲立人ニ命シタルトキハ仲立人ハ第三百八條第一項ノ書面及ヒ前條第二項ノ謄本ニ其氏名又ハ商號ヲ記載スルコトヲ得

第三百十一條 仲立人カ當事者ノ一方ノ氏名又ハ商號ヲ其相手方ニ示ササリシトキハ之ニ對シテ自ら履行ヲ爲ス責ニ任ス

第三百十二條 仲立人ハ第三百八條ノ手續ヲ終リタル後ニ非サレハ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

仲立人ノ報酬ハ當事者双方平分シテ之ヲ負擔ス

第六章 問屋 營業

第三百十三條 問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ物品ノ販賣又ハ買入ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百十四條 問屋ハ他人ノ爲メニ爲シタル販賣又ハ買入ニ因リ相手方ニ對シテ自ら權利ヲ得義務ヲ負フ

問屋ト委託者トノ間ニ於テハ本章ノ規定ノ外委任及代理人ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百十五條 問屋ハ委託者ノ爲メニ爲シタル販賣又ハ買入ニ付相手方カ其債務ヲ履行セル場合ニ於テ自ら其履行ヲ爲ス責ニ任ス但別段ノ意思表示又ハ慣習アルトキハ此限ニ在ラス

第三百十六條 問屋カ委託者ノ指定シタル金額ヨリ廉價ニテ販賣ヲ爲シ又ハ高價ニテ買入ヲ爲シタル場合ニ於テ自ら其差額ヲ負擔スルトキハ其販賣又ハ買入ハ委託者ニ對シテ其效力ヲ生ス

第三百十七條 問屋カ取引所ノ相場アル物品ノ販賣又ハ買入ノ委託ヲ受ケタルトキハ自ら買主又ハ賣主ト爲ルコトヲ得此場合ニ於テハ賣買ノ代價ハ問屋カ買主ト爲リタルコトノ通知ヲ發シタル時ニ於ケル取引所ノ相場ニ依リテ之ヲ定ム

前項ノ場合ニ於テモ問屋ハ委託者ニ對シテ報酬ヲ請求スルコトヲ得

第三百十八條 問屋カ買入ノ委託ヲ受ケタル場合ニ於テ委託者カ買入レタル物品ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ受取ルコト能ハサルトキハ第二百八十六條ノ規定ヲ準用ス

第三百十九條 第三十七條及第四十一條ノ規定ハ問屋ニ之ヲ準用ス

第三百二十條 本章ノ規定ハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ爲メニ販賣又ハ買入ニ非サル行爲ヲ爲スヲ業トスル者ニ之ヲ準用ス

第七章 運送取扱營業

第三百二十一條 運送取扱人トハ自己ノ名ヲ以テ物品運送ノ取次ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
運送取扱人ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外問屋ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百二十二條 運送取扱人ハ自己又ハ其使用人カ運送品ノ受取、引渡、保管、運送人又ハ他ノ運送取扱人ノ選擇其他運送ニ關スル注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニ非サレハ運送品ノ滅失、毀損又ハ延着ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第三百二十三條 運送取扱人カ運送品ヲ運送人ニ引渡シタルトキハ直チニ其報酬ヲ請求スルコトヲ得
運送取扱契約ヲ以テ運送貨ノ額ヲ定メタルトキハ運送取扱人ハ特約アルニ非サレハ別ニ報酬ヲ請求スルコトヲ得ス

第三百二十四條 運送取扱人ハ運送品ニ關シ受取ルヘキ報酬、運送貨其他委託者ノ爲メニ爲シタル立替又ハ前貸ニ付テノミ其運送品ヲ留置スルコトヲ得

第三百二十五條 數人相次テ運送ノ取次ヲ爲ス場合ニ於テハ後者ハ前者ニ代リテ其權利ヲ行使スル義務ヲ負フ
前項ノ場合ニ於テ後者カ前者ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ前者ノ權利ヲ取得ス

第三百二十六條 運送取扱人カ運送人ニ辨濟ヲ爲シタルトキハ運送人ノ權利ヲ取得ス
第三百二十七條 運送取扱人ハ特約ニキトキハ自ラ運送ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ運送取扱人ハ運送人ト同

一ノ權利義務ヲ有ス運送取扱人カ委託者ノ請求ニ因リテ貨物引換證ヲ作りタルトキハ自ラ運送ヲ爲スモノト看做ス

第三百二十八條 運送取扱人ノ責任ハ荷受人カ運送品ヲ受取リタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ運送品ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ其引渡アルヘカリシ日ヨリ之ヲ起算ス
前二項ノ規定ハ運送取扱人ニ惡意アリタル場合ニ之ヲ適用セス

第三百二十九條 運送取扱人ノ委託者又ハ荷受人ニ對スル債權ハ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス
第三百三十條 第三百三十八條及ヒ第三百四十三條ノ規定ハ運送取扱營業ニ之ヲ準用ス

第九章 寄 託

第二節 倉庫營業

第三百五十七條 倉庫業者トハ他人ノ爲メニ物品ヲ倉庫ニ保管スルヲ業トスル者ヲ謂フ

第三百五十八條 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求ニ因リ寄託物ノ預證券及ヒ質入證券ヲ交付スルコトヲ要ス

第三百五十九條 預證券及ヒ質入證券ニハ左ノ事項及ヒ番號ヲ記載シ倉庫營業者之ニ署名スルコトヲ要ス

一 受寄物ノ種類、品質、數量及ヒ其荷造ノ種類、個數並ニ記號

二 寄託者ノ氏名又ハ商號

三 保管ノ場所

四 保管料

五 保管ノ期間ヲ定メタルトキハ其期間

六 受寄物ヲ保險ニ付シタルトキハ保險金額、保險期間及ヒ保險者ノ氏名又ハ商號

七 證券ノ作成地及ヒ其作成ノ年月日

第三百六十條 倉庫營業者カ預證券及ヒ質入證券ヲ寄託者ニ交付シタルトキハ其帳簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一 前條第一號、第二號及ヒ第四號乃至第六號ニ掲ケタル事項

二 證券ノ番號及ヒ其作成ノ年月日

第三百六十一條 預證券及ヒ質入證券ノ所持人ハ倉庫營業者ニ對シ寄託物ヲ分割シ且各部分ニ對スル預證券及ヒ質入證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ所持人ハ前ノ預證券及ヒ質入證券ヲ倉庫營業者ニ返還スルコトヲ要ス

前項ニ定メタル寄託物ノ分割及ヒ證券ノ交付ニ關スル費用ハ所持人之ヲ負擔ス

第三百六十二條 預證券及ヒ質入證券ヲ作りタルトキハ寄託ニ關スル事項ハ倉庫營業者ト所持人トノ間ニ於テハ其證券ノ定ムル所ニ依ル

第三百六十三條 (削除)

第三百六十四條 預證券及ヒ質入證券ハ其記名式ナルトキト雖モ裏書ニ依リテ讓渡シ又ハ之ヲ質入スルコトヲ得但證券ニ裏書ヲ禁スル旨ヲ記載シタルトキハ此限ニ在ラス

預證券ノ所持人カ未ダ質入ヲ爲ササル間ハ預證券及ヒ質入證券ハ各別ニ之ヲ讓渡スルコトヲ得ス

第三百六十五條 第三百三十四條ノ二及ヒ第三百三十五條ノ規定ハ預證券及ヒ質入證券ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條 預證券又ハ質入證券カ滅失シタルトキハ其所持人ハ相當ノ擔保ヲ供シテ更ニ其證券ノ交付ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ灰テハ倉庫營業者ハ其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三百六十七條 質入證券ニ第一ノ質入裏書ヲ爲スニハ債權額、其利息及ヒ辨濟期ヲ記載スルコトヲ要ス

第一ノ質權者カ前項ニ掲ケタル事項ヲ預證券ニ記載シテ之ニ署名スルニ非レハ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ス

第三百六十七條ノ二 預證券ノ所持人ハ寄託物ヲ以テ預證券ニ記載シタル債權額及ヒ利息ヲ辨濟スル義務ヲ負フ

第三百六十七條ノ三 質入證券所持人ノ債權ノ辨濟ハ倉庫營業者ノ營業所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三百六十八條 質入證券ノ所持人カ辨濟期ニ至リ支拂ヲ受ケサルトキハ手形ニ關スル規定ニ從ヒテ拒絕證書ヲ作ラシムルコトヲ要ス

第三百六十九條 質入證券ノ所持人ハ拒絕證書作成ノ日ヨリ一週間ヲ經過シタル後ニ非サレハ寄託物ハ請求スルコトヲ得ス

第三百七十條 倉庫營業者ハ競賣代金ノ中ヨリ競賣ニ關スル費用、受寄物ニ課スヘキ租稅、保管料其他保管ニ關スル費用及ヒ立替金ヲ控除シタル後其殘額ヲ質入證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

競賣代金ノ中ヨリ前項ニ掲ケタル費用、租稅、保管料、立替金及ヒ質入證券所持人ノ債權額、利息、拒絕證書作成ノ費用ヲ控除シタル後剩餘アルトキハ倉庫營業者ハ之ヲ預證券ト引換ニ其所持人ニ支拂フコトヲ要ス

第三百七十一條 競買代金ヲ以テ質入證券ニ記載シタル債權ノ全部辨済スルコト能ハザリシトキハ倉庫營業者ハ其支拂ヒタル金額ヲ質入證券ニ記載シテ其證券ヲ返還シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

第三百七十二條 質入證券ノ所持人ハ先ツ寄託物ニ付キ辨済ヲ受ケ尙ホ不足アルトキハ其ノ裏書人ニ對シテ不足額ヲ請求スルコトヲ得第四百八十七條ノ二乃至第四百八十八條ノ四、第四百九十一條、第四百九十二條及ヒ第四百九十五條ノ規定ハ前項ニ定メタル不足額ノ請求ニ之ヲ準用ス

第三百七十三條 質入證券ノ所持人カ辨済期ニ至リ支拂ヲ受ケサリシ場合ニ於テ拒絕證書ヲ作ラシメサリシトキ又ハ拒絕證書作成ノ日ヨリ二週間内ニ寄託物ノ競買ヲ請求セザリシトキハ裏書人ニ對スル請求權ヲ失フ

第三百七十四條 質入證券所持人ノ預證券所持人ニ對スル請求權ハ辨済期ヨリ一年質入證券裏書人ニ對スル請求權ハ寄託物ニ付キ辨済ヲ受ケタル日ヨリ六ヶ月質入證券裏書人ノ其前者ニ對スル請求權ハ償還ヲ爲シタル日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

第三百七十五條 寄託者又ハ預證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢若クハ其見本ノ抽出ヲ求メ又ハ其保存ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

質入證券ノ所持人ハ營業時間内何時ニテモ倉庫營業者ニ對シテ寄託物ノ點檢ヲ求ムルコトヲ得

第三百七十六條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニアラサレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得

第三百七十七條 倉庫營業者ハ受寄物出庫ノ時ニ非サレハ保管料及ヒ立替金其他受寄物ニ關スル費用ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得但受寄物ノ一部出庫ノ場合ニ於テハ割合ニ應シテ其支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三百七十八條 當事者カ保管ノ期間ヲ定メザリシトキハ倉庫營業者ハ受寄物入庫ノ日ヨリ六ヶ月ヲ經過シタル後ニ非サレハ其返還ヲ爲スコトヲ得但已ムヲ得サル事由アルトキハ此限ニ在ラス

第三百七十九條 預證券及質入證券ヲ作りタル場合ニ於テハ之ト引換ニ非サレハ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三百八十條 預證券ノ所持人ハ質入證券ニ記載シタル債權ノ辨済期前ト雖モ其債權ノ全額及ヒ辨済期迄ノ利息ヲ倉庫營業者ニ供託シテ寄託物ノ返還ヲ請求スルコトヲ得

第三百八十一條 寄託物カ同種類ニシテ同一ノ品質ヲ有シ且分割スルコトヲ得ヘキ物ナルトキハ預證券ノ所持人ハ債權額ノ一部及ヒ其辨済期マテノ利息ヲ供託シ其割合ニ應シテ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ供託ヲ受ケタル金額及ヒ返還シタル寄託物ノ數量ヲ預證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

前項ニ定メタル寄託物ノ一部出庫ニ關スル費用ハ預證券ノ所持人之ヲ負擔ス

第三百八十二條 前二條ノ場合ニ於テ質入證券ノ所持人ノ權利ハ供託金ノ上ニ存在ス

第三百七十一條ノ規定ハ前條第一項ノ供託金ヲ以テ質入證券ニ記載シタル債權ノ一部ヲ辨済シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十一條 第二百八十六條第一項及ヒ第二項ノ規定ハ寄託者又ハ預證券ノ所持人カ寄託物ヲ受取ルコトヲ拒ミ又ハ之ヲ受取ルコト能ハサル場合ニ於テ之ヲ準用ス此場合ニ於テ質入證券ノ所持人ノ權利ハ競買代金ノ上ニ存在ス

第三百七十條及ヒ第三百七十一條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百八十二條、第三百四十八條ノ規定ハ倉庫營業者ニ之ヲ準用ス

第三百八十三條 寄託物ノ滅失又ハ毀損ニ因リテ生シタル倉庫營業者ノ責任ハ出庫ノ日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ時効ニ因リテ消滅ス

前項ノ期間ハ寄託物ノ全部滅失ノ場合ニ於テハ倉庫營業者カ預證券ノ所持人、若シ所持人カ知レサルトキハ寄託者ニ對シテ其滅失ノ通知ヲ發シタル日ヨリ之ヲ起算ス

前二項ノ規定ハ倉庫營業者ニ惡意アリタル場合ニハ之ヲ適用セス

第三百八十三條ノ二 倉庫營業者ハ寄託者ノ請求アルトキハ預證券及ヒ質入證券ニ代ヘテ倉荷證券ヲ交付スルコトヲ要ス

倉荷證券ニハ預證券ニ關スル規定ヲ準用ス

第三百八十三條ノ三 倉荷證券ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ質權者ノ承諾アルトキハ寄託者ハ債權ノ辨濟期前ト雖モ寄託物ノ一部ノ返還ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テ倉庫營業者ハ返還シタル寄託物ノ種類、品質及ヒ數量ヲ倉荷證券ニ記載シ且其旨ヲ帳簿ニ記載スルコトヲ要ス

農業倉庫業法第十二條關係

第三編 商 行 爲

第九章 寄託

第三百七十六條 倉庫營業者ハ自己又ハ其使用人カ受寄物ノ保管ニ關シ注意ヲ怠ラサリシコトヲ證明スルニアラ

農業倉庫業法第十八條關係

非訟事件手續法

附 則

サレハ其滅失又ハ毀損ニ付キ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

第二百六條 民法第八十四條、第一千七百七條及ヒ民法施行法第二十二條及ヒ商法第十八條第二項、第二百六十二條、

第二百六十二條ノ二、第五百三十六條及ヒ商法施行法第十一條第二項、第二十七條、第三十九條第二項、第五十

四條、第六十條第二項、第六十九條、第七十五條第三項、第八十七條ニ定メタル事件ハ過料ニ處セラレヘキ者ノ住所地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第二百七條 過料ノ裁判ハ理由ヲ附シタル決定ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

裁判所ハ裁判ヲ爲ス前當事者ノ陳述ヲ聽キ檢事ノ意見ヲ求ムヘシ

當事者及ヒ檢事ハ過料ノ裁判ニ對シテ即時抗告ヲ爲スコトヲ得抗告ハ執行停止ノ效力ヲ有ス

手續ノ費用ハ過料ニ處スル言渡アリタル場合ニ於テハ其言渡ヲ受ケタル者ノ負擔トシ其他ノ場合ニ於テハ國庫ノ負擔トス

抗告裁判所カ當事者ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタルトキハ抗告手續ノ費用及ヒ前審ニ於テ當事者ノ負擔ニ歸シタル費用ハ國庫ノ負擔トス

第二百八條 過料ノ裁判ハ檢事ノ命令ヲ以テ之ヲ執行ス此命令ハ執行力ヲ有スル債務名義ト同一ノ效力ヲ有ス

過料ノ裁判ノ執行ハ民事訴訟法第六編ノ規定ニ從ヒテ之ヲ爲ス但執行ヲ爲ス前裁判ノ送達ヲ爲スコトヲ要セス

五 民法關係條文

農會法施行規則第二十條關係

第三條 滿二十年ヲ以テ成年トス

第四條 未成年者カ法律行爲ヲ爲スニハ其法定代理人ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第七條 心神喪失ノ常況ニ在ル者ニ付テハ裁判所ハ本人、配偶者、四親等内ノ親族、戸主、後見人、保佐人又ハ檢

事ノ請求ニ因リ禁治産ノ宣告ヲ爲スコトヲ得

第九百二條 親權ヲ行フ父又ハ母ハ禁治産者ノ後見人ト爲ル

妻カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ夫其後見人ト爲ル夫カ後見人タラサルトキハ前項ノ規定ニ依ル

夫カ禁治産ノ宣告ヲ受ケタルトキハ妻其後見人ト爲ル妻カ後見人タラサルトキ又ハ夫カ未成年者ナルトキハ第

一項ノ規定ニ依ル

第九百三條 前二條ノ規定ニ依リテ家族ノ後見人タル者アラサルトキハ戸主其後見人ト爲ル

第九百四條 前三條ノ規定ニ依リテ後見人タル者アラサルトキハ親族會之ヲ選任ス

六 市制及町村制中關係條文

農會法第三十條關係

市制 第三百三十一條

町村制 第一百十一條

市町村 稅、使用料、手数料、加入金、過怠金其ノ他ノ市町村ノ收入ヲ定期内ニ納メサル者アルトキハ市町村長ハ期限ヲ

指定シテ之ヲ督促スヘシ

夫役現品ノ賦課ヲ受ケタル者定期内ニ其ノ履行ヲ爲サス又ハ夫役現品ニ代フル金銭ヲ納メサルトキハ市町村長ハ期

限ヲ指定シテ之ヲ督促スヘシ急迫ノ場合ニ賦課シタル夫役ニ付テハ更ニ之ヲ金額ニ算出シ期限ヲ指定シテ其ノ納

付ヲ命スヘシ

前二項ノ場合ニ於テハ市町村條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徵收スルコトヲ得

滞納者第一項又ハ第二項ノ督促又ハ命令ヲ受ケ其ノ指定ノ期限内ニ之ヲ完納セサルトキハ國稅滯納處分ノ例ニ依

リ之ヲ處分スヘシ

第一項乃至第三項ノ徵收金ハ府縣ノ徵收金ニ次テ先取特權ヲ有シ其ノ追徵還付及時効ニ付テハ國稅ノ例ニ依ル

前三項ノ處分ヲ受ケタル者其ノ處分ニ不服アルトキハ府縣參事會ニ訴願シ其ノ裁決ニ不服アルトキハ行政裁判所

ニ出訴スルコトヲ得

前項ノ裁決ニ付テハ府縣知事又ハ市町村長ヨリモ訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第四項ノ處分中差押物件ノ公賣ハ處分ノ確定ニ至ル迄執行ヲ停止ス

七 訴願法中關係條文

農會法第三十條ニ依ル勅令

第二條 訴願セムトスル者ハ處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シ直接上級行政廳ニ之ヲ提起スヘシ

第五條 訴願ハ文書ヲ以テ之ヲ提起スヘシ訴願書ノ侮辱譴毀ニ涉ルモノハ之ヲ受理セス

第六條 訴願書ハ其不服ノ要點理由要求及訴願人ノ身分職業住所年齡ヲ記載シ之ニ署名捺印スヘシ

訴願書ニハ證據書類ヲ添ヘ此下級行政廳ノ裁決ヲ經タルモノハ其裁決書ヲ添フヘシ
第七條 多數ノ人員共同シテ訴願セムトスルトキハ其ノ訴願書ニ各訴願人ノ身分職業住所年齢ヲ記載シ署名捺印シ其中ヨリ三名以下ノ總代人ヲ選ビ之ニ委任シテ總代委任ノ正當ナルコトヲ證明スヘシ
法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其ノ名ヲ以テ訴願ヲ提起スルコトヲ得

第八條(第三項) 行政廳ニ於テ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得
第十條 訴願書ハ郵便ヲ以テ之ヲ差出スコトヲ得

郵便送達ノ日數ハ第八條ノ訴願期限内ニ之ヲ算入セス

第十二條 訴願ハ法律勅令ニ別段ノ規定アルモノヲ除ク外行政處分ノ執行ヲ停止セス但行政廳ハ其職權ニ依リ又ハ訴願人ノ願ニ依リ必要ナリト認ムルトキハ其執行ヲ停止スルコトヲ得

第十四條 訴願ノ裁決ハ文書ヲ以テ之ヲ爲シ其理由ヲ付スヘシ訴願ヲ却下スルトキ亦同シ

第十五條 訴願ノ裁決書ハ其處分ヲ爲シタル行政廳ヲ經由シテ之ヲ訴願人ニ交付スヘシ訴願書ヲ却下スルトキ亦同シ

八 行政裁判所法中關係條文

第十七條(第一項) 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別ノ規定アルモノヲ除ク外地方上級行政廳ニ訴願シ其裁決ヲ經タル後ニ非サレハ之ヲ提起スルコトヲ得ス

第二十二條(第二項) 訴訟提起ノ日限其他此法律ニ依リ行政裁判所ノ指定スル日限ノ計算竝ニ災害事變ノ爲メ適延シタル期限ニ關シテハ民事訴訟ノ規定ヲ適用ス

第二十三條 行政訴訟ハ法律勅令ニ特別規定アルモノヲ除ク外行政廳ノ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止セス但行政廳及行政裁判所ハ其職權ニ依リ又ハ原告ノ願ニ依リ必要ト認ムルトキハ其處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止スルコトヲ得

第二十四條 行政訴訟ハ文書ヲ以テ行政裁判所ニ提起スヘシ

法律ニ依リ法人ト認メラレタル者ハ其名ヲ以テ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十五條 訴狀ハ左ノ事項ヲ記載シ原告署名捺印スヘシ

一 原告ノ身分、職業、住所、年齢

二 被告ノ行政廳又ハ其他ノ被告

三 要求ノ事件及其理由

四 立 證

五 年月日

訴狀ニハ原告ノ經歷シタル訴願書裁決書竝ニ證據書類ヲ添フヘシ

第二十六條 訴狀ニハ被告ニ送付スル爲メニ必要文書ノ副本ヲ添フヘシ

第四十三條 行政訴訟手續ニ關シ此法律ニ規程ナキモノハ行政裁判所ノ定ムル所ニ依リ民事訴訟ニ關スル規定ヲ適用スルコトヲ得

九 所得稅法中關係條文

所得稅法

第十七條 北海道府縣郡市町村其他命令ヲ以テ指定スル公共團體、神社、寺院、祠宇、佛堂及民法第三十四條ノ

規定ニ依リ設立シタル法人ニハ所得稅ヲ課セス
所得稅法施行規則

第十二條 左ニ掲クル公共團體ニハ所得稅法第十七條ノ規定ニ依リ所得稅ヲ課セス

- 一 府縣組合、郡組合、市町村組合、町村組合、市町村内ノ區、沖繩縣ノ區及區内ノ部、北海道地方費、北海道ノ區及區内ノ部、市町村學校組合、町村學校組合、學區、水利組合、水利組合聯合會、耕地整理組合、耕地整理組合聯合會、北海道土功組合、重要物產同業組合、重要物產同業組合聯合會、森林組合、酒造組合、酒造組合聯合會、水產組合、水產組合聯合會、外國領海水產組合、外國領海水產組合聯合會、畜產組合、畜產組合聯合會、商業會議所其ノ他此等ノ公共團體ニ準スヘキモノ

一〇 登録稅法中關係條文

登録稅法

第十九條 左ニ掲クルモノハ登録稅ヲ課セス

- 一 政府自己ノ爲ニスル登記又ハ登録
- 二 府縣都市町村其ノ他公共團體ニ於テ公用ニ供スル不動産ノ登記又ハ登録
- 三 社寺、堂宇ノ敷地及墳墓地ニ係ル登記又ハ登録
- 四 以下省略

一一 會計規則中關係條文

會計規則

第十四條 會計法第三十一條第二項ノ規定ニ依ルノ外左ニ掲クル場合ニ於テハ隨意契約ニ依ルコトヲ得

十六 道府縣市町村其他ノ公法人、公益法人、産業組合又ハ慈善ノ爲ニ設立シタル教育所ヨリ直接ニ物件ノ買

入又ハ借入ヲ爲ストキ

一一 國稅徵收法中關係條文

第三章 滯納處分

第十條 左ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ納稅者ノ財産ヲ差押フヘシ

- 一 納稅者督促ヲ受ケ其ノ指定ノ期限迄ニ督促手数料延滯金及税金ヲ完納セサルトキ
- 二 第四條ノ第一號及第七號ノ場合ニ於テ納稅者納期ノ至ラサル國稅納付ノ告知ヲ受ケ税金ヲ完納セサルトキ
- 第十一條 收稅官吏滯納處分ノ爲財産ノ差押ヲ爲ストキハ其ノ命令ヲ受ケタル官吏タルノ證券ヲ示スヘシ
- 第十二條 差押フヘキ財産ノ價格ニシテ督促ノ手数料延滯金滯納處分費及第三條ニ依リ控除スヘキ債務額ニ充テ殘餘ヲ得ル見込ナキトキハ滯納處分ノ執行ヲ止ム

第十三條 收稅官吏滯納者ノ財産ヲ差押フルニ當リ質權ノ設定セラレタル物件アルトキハ質權設定時期ノ如何ニ拘ラス其ノ質權者ハ質物ヲ收稅官吏ニ引渡スヘシ

第十四條 收稅官吏財産ノ差押ヲ爲シタル場合ニ於テ第三者其ノ財産ニ付所有權ヲ主張シ取戻ヲ請求セムトスルトキハ賣却執行ノ五月前ニ所有者タルノ證券ヲ具ヘテ收稅官吏ニ申出ヘシ

第十五條 滯納處分ヲ執行スルニ當リ滯納者財産ノ差押ヲ免ルル爲故意ニ其ノ財産ヲ讓渡シ讓受人其ノ情ヲ知り讓受ケタル場合ニ於テ政府ハ其ノ行爲ノ取消ヲ求ムルコトヲ得

第十六條 左ニ掲クル物件ハ之ヲ差押アルコトヲ得ス

- 一 滞納者及其ノ同居ノ家族ノ生活上缺タヘカラサル衣服器具家具及厨具
- 二 滞納者及其ノ同居家族ニ必要ナル一ヶ月間ノ食料及薪炭
- 三 貴印其ノ他職業ニ必要ナル印
- 四 祭祀禮拜ニ必要ナリト認ムル者及石碑、墓地
- 五 系譜其ノ他滞納者ノ家ニ必要ナル日記書付類
- 六 職務上必要ナル制服、祭服、法衣
- 七 勳章其ノ名譽ノ章票
- 八 滞納者及其ノ同居家族ノ修學上必要ナル書類器具
- 九 發明又ハ著作ニ係ル物ニシテ未タ公ニセサルモノ

第十七條 左ニ掲クル物件ハ他ニ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ價フニ足ルヘキ物件ヲ提供スルトキハ滞納者ノ選擇ニ依リ差押ヲ爲ササルモノトス

- 一 農業ニ必要ナル器具、種子及牛馬竝其ノ飼料
- 二 職業ニ必要ナル器具及材料

第十八條 差押ノ效力ハ差押物ヨリ生スル天然及法定ノ果實ニ及フモノトス

第十九條 滞納處分ハ裁判上ノ假差押又ハ假處分ノ爲ニ其ノ執行ヲ妨ケラルルコトナシ

第二十條 收稅官吏財産ノ差押ヲナストキハ滞納者ノ家屋、倉庫及筐匣ヲ搜索シ又ハ閉鎖シタル戸扉、筐匣ヲ開

カシメ若ハ自ラ之ヲ開クコトヲ得滞納者ノ財産ヲ占有スル第三者其ノ財産ノ引渡ヲ拒ミタルトキ亦同シ第三者ノ家屋、倉庫及筐匣ニ滞納者ノ財産ヲ藏匿スルノ疑アルトキハ收稅官吏ハ前項ニ準シ處分スルコトヲ得

前二項ニ依リ家屋、倉庫又ハ筐匣ヲ搜索スルハ日出ヨリ日没マテニ限ル

第二十一條 收稅官吏前條ノ處分ヲ爲ストキハ滞納者若ハ前條ニ掲ケタル第三者又ハ其ノ家族雇人ヲシテ立會ハシムヘシ若シ立會フヘキ者不在ナルトキ又ハ立會ニ應セサルトキハ成年者二人以上又ハ市町村吏員市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ警察官吏區長及其ノ附屬吏員若ハ警察官吏ヲ證人トシテ立會ハシムヘシ

第二十二條 動産及有價證券ノ差押ハ收稅官吏占有シテ之ヲ爲ス但シ差押物件運搬ヲ爲スニ困難ナルトキハ市町村長滞納者又ハ第三者ヲシテ保管ヲ爲サシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ封印其ノ他ノ方法ヲ以テ差押ヲ明白ニスヘシ

差押物件ノ保管證ニ關シテハ印紙稅ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十三條ノ一 債權差押ヲ爲ストキハ政府ノ督促手数料延滞處分費及稅金額ヲ限度トシテ債權者ニ代位ス

第二十三條ノ二 債權及所分權以外ノ財産權ノ差押ヲ爲ストキハ收稅官吏ハ之ヲ其ノ權利者ニ通知スヘシ

前項ノ財産權ニシテ其ノ移轉ニ付登記又ハ登錄ヲ要スルモノニ在リテハ差押ノ登記又ハ登錄ヲ關係官廳ニ囑託スヘシ其ノ抹消スヘシ其ノ抹消又ハ變更ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ三 不動産又ハ船舶ヲ差押ヘタルトキハ收稅官吏ハ差押ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ抹消又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

差押ノ爲不動産ヲ分割又ハ區分シタルトキハ收稅官吏ハ分割又ハ區分ノ登記ヲ所轄登記所ニ囑託スヘシ其ノ合

併又ハ變更ノ登記ニ付テモ亦同シ

第二十三條ノ四 差押ノ解除ニ關シテ登録稅ヲ納ムルコトヲ要セス

第二十四條 差押ヘタル動産、有價證券、不動産及第二十三條ノ一ニ依リ收稅官吏カ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル物件ハ通貨ヲ除ク外公賣ニ付ス公賣ノ手續ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

公賣ニ付スルモ買受人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ其ノ見積價格ヲ以テ政府ニ買上クルコトヲ得

債權及所有權以外ノ財産權ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第二十五條 見積價格僅少ニシテ其ノ公賣費用ヲ償フニ足ラサル物件ハ隨意契約ヲ以テ之ヲ賣却スルコトヲ得

第二十六條 滞納者及賣却ヲ爲ス地方ノ稅務ニ關スル官吏、公吏、雇員ハ直接ト間接トヲ問ハス其ノ賣却物件ヲ買受クルコトヲ得ス

第二十七條 滞納處分費ハ財産ノ差押、保管、運搬、公賣ニ關スル費用及通信費トス

第二十八條 物件ノ賣却代金、差押ヘタル通貨及第二十三條ノ一ニ依リ第三債務者ヨリ給付ヲ受ケタル通貨ハ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ニ充テ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス

賣却シタル物件質權、抵當權ノ目的物タルトキハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、延滞金、滞納處分費及税金ヲ控除シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテヲ債權者ニ交付シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス但シ第三條ニ掲ケタル質權、抵當權ノ目的タル物件ニ關シテハ其ノ代金ヨリ先ツ督促手数料、延滞金、滞納處分費ヲ徴シ次ニ其ノ債務額ニ充ツルマテヲ債務者ニ交付シ次ニ税金ヲ控除シ尙殘餘アルトキハ之ヲ滞納者ニ交付ス

第二十九條 會社ニ對シ督促手数料、延滞金、滞納處分ヲ執行スル場合ニ於テ會社財産ヲ以テ滞納處分費及税金ニ充テ仍不足アルトキハ無限責任社員ニ就キ之ヲ處分スルコトヲ得

第三十條 此ノ法律ニ依リ債權者又ハ滞納者ニ交付スヘキ金額ハ之ヲ供託スルコトヲ得

第三十一條 滞納處分ヲ結了シ若ハ之ヲ中止シタルトキハ納稅義務及督促手数料、延滞金、滞納處分費納付ノ義務ハ消滅ス

第四章 罰 則

第三十二條 滞納者又ハ滞納者ノ財産ヲ占有スル者其ノ財産ヲ藏匿脱漏シ又ハ虚偽ノ契約ヲ爲シタルトキハ一月以上二年以下ノ重禁錮ニ處ス差押物件ノ保管者其ノ保管ニ係ル物件ヲ藏匿脱漏費消若ハ故意ニ毀損シタルトキ亦同シ

情ヲ知テ前二項ノ所爲ヲ幫助シ又ハ虚偽ノ契約ヲ承諾シタル者ハ各本刑ニ一等ヲ減ス
前各項ノ場合ニ於テ刑法ニ關條アルモノハ本條ヲ適用セス

國稅徵收法施行規則

第十二條 質權又ハ抵當權ノ設定セラレタル財産ヲ差押フルトキハ收稅官吏ハ督促手数料、延滞金、滞納處分費、及税金額其ノ他必要ト認ムル事項ヲ其ノ債權者ニ通知スヘシ

國稅ニ對シ先取權ヲ有スル債權者前項ノ通知ヲ受ケ其ノ權利ヲ行使セムトスルトキハ證據書類ヲ添ヘ其ノ事實ヲ證明スヘシ

第十三條 民事訴訟法ニ依リ假差押ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキハ之ヲ執行裁判所又ハ執達吏若ハ強制管理人

ニ通知スヘシ

假處分ヲ受ケタル財産ヲ差押フルトキ亦之ニ準ス

第十四條 差押フヘキ財産管轄區域外ニ在ルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産所在地ノ收稅官吏ニ通知スヘシ

第十五條 差押フヘキ財産數人ノ共有ニ係ルトキハ滯納者ニ屬スル持分ニ就キ滯納處分ヲ爲シ其ノ持分ノ定メナキモノハ持分相等シキモノトシテ處分スヘシ

第十六條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタルトキハ左ノ事項ヲ記載シタル差押調書ヲ作り之ニ署名捺印スヘシ

一 滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二 差押財産ノ名稱、數量、性質、所在其他重要ナル事項

三 差押ノ事由

四 調書ヲ作りタル場所、年月日

國稅徵收法第二十一條ノ場合ニ於テハ收稅官吏ハ立會人ト共ニ差押調書ニ署名捺印スヘシ但シ立會人ニ於テ署名捺印ヲ拒ミ又ハ署名捺印スルコト能ハサルトキハ其ノ理由ヲ附記スヘシ

第十七條 收稅官吏差押調書ヲ作りタルトキハ其ノ謄本ヲ滯納者及立會人ニ交付スヘシ但シ債權及所有權以外ノ財産權ノミヲ差押ヘタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 收稅官吏財産ヲ差押ヘタル場合ニ於テ滯納者又ハ第三者ヨリ督促手数料、延滞金、滯納處分費及税金ヲ完納シタルトキハ其ノ財産ノ差押ヲ除クヘシ

第十八條 公賣ハ入札又ハ競賣ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

第十九條 國稅徵收法第二十四條ニ依リ公賣ヲ爲サムトスルトキハ左ノ事項ヲ公告スヘシ

一 滯納者ノ氏名及住所若ハ居所

二 公賣財産ノ名稱、數量、性質、所在其他重要ナル事項

三 入札又ハ競賣ノ場所、日時

四 開札ノ場所、日時

五 保證金ノ徵スルトキハ其ノ金額

六 代金納付ノ期限

第二十條 財産公賣ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ加入保證金又ハ契約保證金ヲ徵スヘシ

落札者又ハ買受人義務ヲ履行セサルトキハ其ノ保證金ハ之ヲ政府ノ所得トス

第二十一條 公賣ハ財産所在ノ市區町村内ニ於テ之ヲ爲スヘシ但シ收稅官吏必要ト認ムルトキハ他ノ地方ニ於テ之ヲ爲スコトヲ得

第二十二條 公賣ハ公告ノ初日ヨリ十日ノ期間ヲ過キタル後之ヲ執行スヘシ但シ其ノ物件不相應ノ保存費ヲ要スルモノ若ハ著シク其ノ價格ヲ減損スル虞アルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條 財産ヲ公賣セムトスルトキハ收稅官吏ハ其ノ財産ノ價格ヲ見積リ之ヲ封書トシ公賣ノ場所ニ置クヘシ

第二十四條 賣却シタル財産ニ付滯納者ヲシテ權利移轉ノ手續ヲ爲サシムル必要アルトキハ收稅官吏ハ期限ヲ指

定シ其ノ手續ヲ爲サシムヘシ

前項ノ期間内ニ滞納者其ノ手續ヲ爲ササルトキハ收税官吏ハ滞納者ニ代リテ之ヲ爲スコトヲ得

第二十五條 入札ノ方法ヲ以テ公賣ニ付スル場合ニ於テ落札トナルヘキ同價ノ入札ヲ爲シタル者二人以上アルトキハ其ノ同價ノ入札人ヲシテ追加入札ヲ爲サシメ落札者ヲ定ム 追加入札ノ價格仍同シキトキハ抽籤ヲ以テ落札者ヲ定ム

第二十六條 財産ヲ公賣ニ付スルモ買受望人ナキカ又ハ其ノ價格見積價格ニ達セサルトキハ更ニ公賣ヲ爲スコトアルヘシ

第二十七條 公賣財産ノ買受人代金納付ノ期限マテニ其ノ代金ヲ完納セサルトキハ收税官吏ハ其ノ賣買ヲ解除シ更ニ之ヲ公賣ニ付スヘシ

第二十八條 前二條ニ依リ再公賣ヲ爲ス場合ニ於テハ第二十二條ノ期間ヲ短縮スルコトヲ得

第二十九條 國稅徵收法第四條ノ一第二號乃至第六號ニ該當スル場合ニ於テハ收税官吏ハ當該官廳、公共團體、執行裁判所、執達吏、強制管理人、破産主任官又ハ清算人ニ督促手数料、延滞金、滞納處分費及滞納税金ノ交付ヲ求ムヘシ但シ他ニ差押フヘキ財産アルトキハ之ヲ差押フルコトヲ妨ケス

第三十條 滞納處分ヲ結了シタルトキハ收税官吏ハ其ノ處分ニ關スル計算書ヲ作り之ヲ滞納者ニ交付スヘシ

賣却シタル財産ニ對シ債權又ハ抵當權ヲ有スル者ハ其ノ計算ニ關スル記録ノ閱覽ヲ收税官吏ニ求ムルコトヲ得

國稅徵收法施行細則

第九條 稅務署長ハ國稅滞納者ノ財産差押ヲ命シタル收税官吏ニ左ノ證券ヲ交付スヘシ

用紙原紙縱二寸五分横一寸五分

表 第「何」號 國稅滞納者 財産差押 證券 稅務署印	裏 「何」稅務署 「官」氏名
---	----------------------

第十條 收税官吏債權ノ差押ヲ爲ストキハ債務者ニ對シ第十號書式、債權及所有權以外ノ財産權ノ差押ヲ爲ストキハ權利者ニ對シ第十一號書式ノ差押通知書ヲ發スヘシ

第十一條 國稅徵收法施行規則第十六條ノ差押調書ハ第十二號書式ニ依リ之ヲ調製スヘシ

第十二條 收税官吏財産ヲ賣却セムトスル場合ニ其ノ價格ヲ見積リ難キモノアルトキハ適當ナル鑑定人ヲ選ミ其ノ評價ヲ爲サシムルコトヲ得

第十三條 入札ノ方法ヲ以テ財産ヲ公賣スル場合ニハ買受望人ハ住所氏名買受財産ノ種類員數及入札價格ヲ記シタル入札書ヲ封緘シテ差出スヘシ

第十四條 入札者ハ公告ニ示シタル開札ノ場所、日時ニ入札人ノ面前ニ於テ之ヲ開クモノトス但シ入札人又ハ其ノ代理人開札ノ場所ニ出席セサルトキハ其ノ立會ヲ要セスシテ開札スルコトヲ得

第十五條 競賣ノ方法ヲ以テ財産ヲ公賣スルトキハ競賣人ヲ選ミ之ヲ取扱ハシムルコトヲ得

第十六條 加入保證金又ハ契約保證金ノ割合ハ買受望人各自ノ公賣財産見積價格百分ノ五以上トシ公賣ノ時々之ヲ定ムルモノトス

第十七條 公賣財産ノ買受人又ハ競賣人ハ納付書ヲ添ヘ其ノ代金ヲ稅務署長ニ納付スヘシ

第十八條 督促又ハ滯納處分ニ關シ使丁ヲ以テ書類ノ送達ヲ爲ストキハ 第十三號書式ノ送達書ニ受收人ノ署名捺印ヲ求ムヘシ

第十九條 滯納處分ヲ結了シタルトキハ 稅務官吏ハ第十四號書式ノ計算書ヲ調製シ之ヲ滯納者ニ交付スヘシ

第二十條 稅務官吏ハ債權者又ハ滯納者ニ交付スヘキ金錢ヲ供託シタルトキハ 其ノ旨債權者又ハ滯納者ニ通知スヘシ

附 錄 終

大正十一年十月十九日 刷
大正十一年十月二十二日 初版發行
大正十三年七月十五日 十四版發行
大正十三年八月三十日 十五版發行

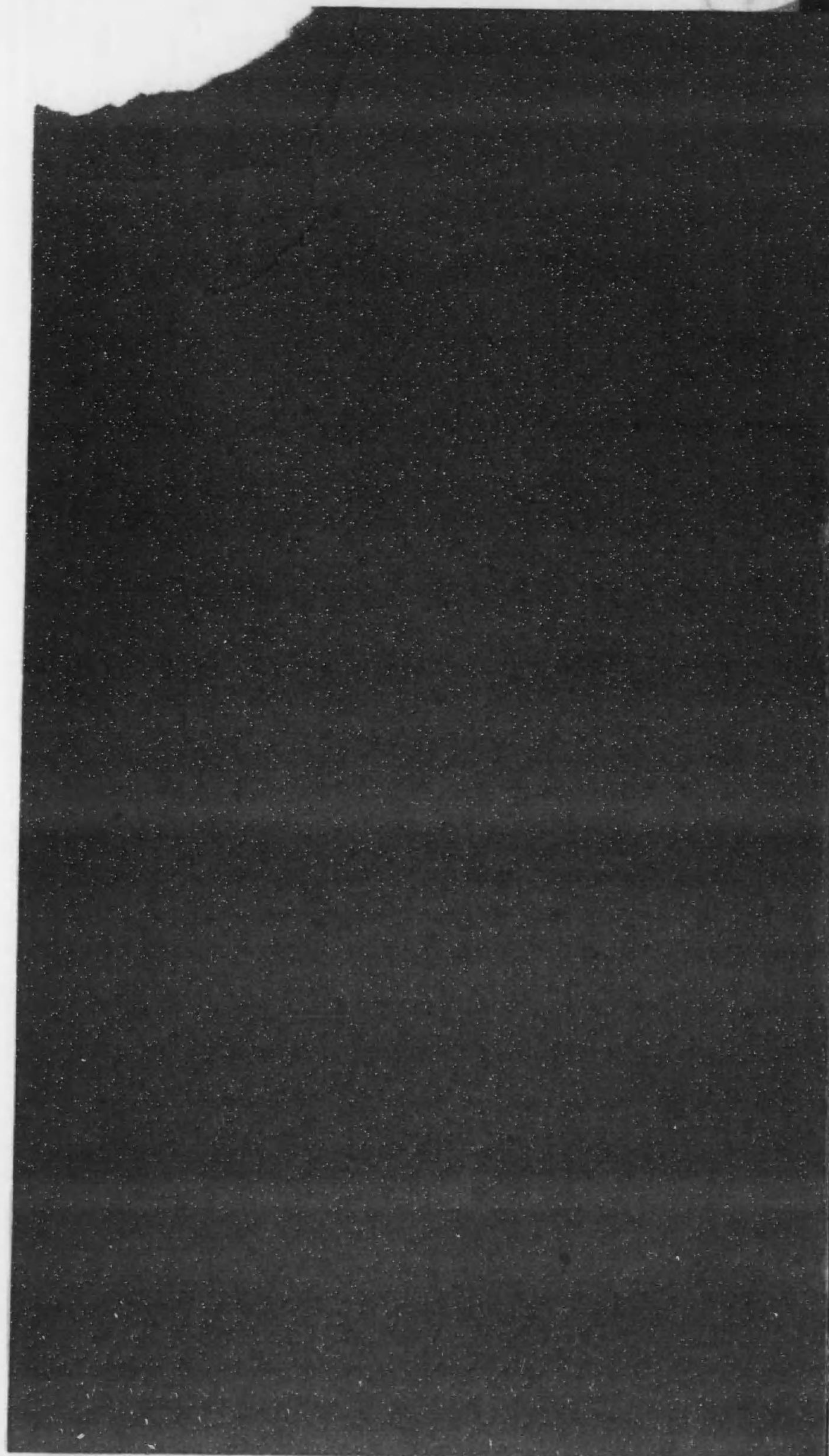
東京市麴町區有樂町二丁目一番地

發行所 帝國農會

右代表者 山中直一

印刷者 西脇寅次郎

印刷所 東京市京橋區南水谷町七番地 進舍



502
1572

6

終